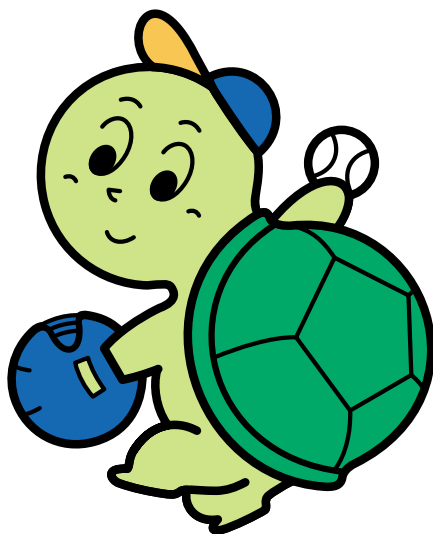


～キャッチお申込・ご利用の皆様へ～

重要事項説明・手続きの ご案内



「キャッチネクストサービス」および
「キャッチネクストBサービス」についてご案内いたします。
尚、本書の記載サービスは一般向けサービスであります。
法人向けのサービスに関しては当社までお問い合わせください。
※表記の金額は【税抜(税込10%)】です。

お問い合わせ・お申し込み

株式会社 キャッチネットワーク

KATCH

〒448-0803 刈谷市野田町大ヒゴ1番地



サンキュー サンキュー イチバン
0120-2-39391

受付時間▶毎日 9:00～19:00



キャッチホームページ www.katch.co.jp

【共通】	
はじめに	3
1. お申込みから工事までのご確認	3
2. サービス概要のご確認	4
3. お申込みについて	4
4. キャンペーンのご確認	4
5. 料金とお支払いのご確認	4
6. 利用料割引のご確認	6
7. 工事内容・工事期間のご確認	7
8. 工事費のご確認	8
9. 工事費割引について	9
10. 最低利用期間・約束割引と違約金のご確認	10
11. 解約についてのご確認	10
12. 休止についてのご確認	13
13. 再開についてのご確認	14
14. 移設・転出入（引越し）についてのご確認	14
15. 解約・休止・再開・移設・転出入（引越し）における金額のご確認	15
16. 貸出機器の未返却・紛失・破損について	15
17. 各種変更について	16
18. 個人情報の取り扱いについて	16
【インターネット】	
1. サービス概要のご確認	18
2. サービス内容と利用料金のご確認	18
3. オプションサービスのご確認	19
4. 無料出張設定サポートのご確認	20
5. コース変更のご確認	22
6. 課金開始のご確認	22
7. 推奨動作環境のご確認	22
8. 故障かな？と思ったら	23
【テレビ】	
1. サービス概要のご確認	24
2. サービス内容と利用料金のご確認	24
3. オプションサービスのご確認	25
4. 地上デジタル・BSデジタル視聴チャンネルのご確認	26
5. コース変更・機器追加のご確認	26
6. 機器交換のご確認	27
7. 課金開始のご確認	27
8. リモコン交換のご確認	27
9. 故障かな？と思ったら	27
【ケーブルプラス電話】	
1. サービス概要のご確認	28
2. 工事について	28
3. ご利用料金のご確認	28
4. 手数料について	28
5. 電話番号ポータビリティのご確認	29
6. 新たに電話番号を取得する場合のご確認	29
7. auケータイとの連携（割引）について	29
8. オプションサービスのご確認	29
9. 契約内容の変更・確認	30
10. 故障かな？と思ったら	30

【ケーブルライン】

1. サービス概要のご確認	3 1
2. お申込みにあたっての注意事項	3 1
3. NTTからの切換え、番号ポータビリティについて	3 2
4. ケーブルラインご利用開始の流れ（概要）	3 3
5. ケーブルラインサービス料金についてのご説明	3 3
6. ソフトバンク携帯電話との連携（割引）について	3 5
7. 契約内容の変更・確認	3 5
8. 故障かな？と思ったら	3 5
放送サービス契約約款（抜粋）	3 6
Net 契約約款（抜粋）	3 9
キャッチインターネットサービス利用規約	4 1
ケーブルプラス電話規約	4 2
ケーブルラインサービス規約	4 4
CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款	4 6

【共通】

はじめに

本書は、株式会社キャッチネットワーク（以下、キャッチ）が提供するサービスをお申込みいただくにあたり、サービス概要とご確認いただく重要事項のご説明、お手続きのご案内ならびに、お申込みに係る初期費用、月額のご利用料金、割引、中途解約等における違約金の発生について、お申込み前にご説明、ご案内させていただくためにお届けしております。

お申込みに際しては、当社が定める加入契約約款（抜粋を巻末に表示）に基づき、加入申込書のご記入が必要となります。

1. お申込みから工事までのご確認

□お申込みから工事までのご確認

■仮加入受付

お電話・ホームページ等で受付後、一旦仮申込みさせていただきます。

■幹線調査

現地調査（電柱上の幹線敷設状況等の確認）をいたします。幹線敷設状況により、加入申込までお待ちいただく場合がございますのでご了承ください。

■加入申込

仮申込み受付後、キャッチスタッフまたは代理店等にてお客様宅へご契約にお伺いします。料金、工事内容をご了承いただいた上で加入申込書をご記入いただきます。

■工事日程のお約束&工事

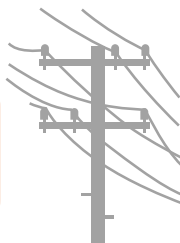
お申込み完了後、お電話等で工事日程の調整をさせていただきます。なお、工事時にはお客様のお立会いをお願いしておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

お申込みから工事まで



電柱の使用許可申請

お客様のご自宅へケーブルを入線するにあたり、電柱にケーブルを敷設する場合には、電柱管理者から使用許可を受ける必要があります。



道路・河川の占有申請

道路、河川等の上空・地下にケーブルを敷設する場合、国・県・市町の許可が必要です。

その他

民地横断等地権者承諾が必要となる場合があります。又、建物・設備の状況によってはご利用開始までに時間をいただいたり、サービスの提供ができない場合もあります。

※申請手続きはキャッチにて行います。又、申請に関するお客様のご負担はございません。

※お申込みから工事までに1~2カ月程度必要です。

※設備の追加工事などが必要になった場合はさらにお時間を頂く場合がございます。

2. サービス概要のご確認

サービスをご利用いただけない場合があります

- 停電時やメンテナンス時等は、サービスをご利用いただくことができません。
- サービスエリア内であっても、宅内調査やルート設計の結果、サービスを提供できない場合があります。

現在ご利用中のサービスを解約する際、違約金等が発生する場合がございます

3. お申込みについて

お申込みに関する注意事項をご確認いただけましたか？

- 戸建て住宅及びキャッチネクストサービス導入済み集合住宅に関しては、「キャッチネクストサービス」の提供のみとなり、原則「キャッチネクストBサービス」のご提供はできません。
- キャッチネクストBサービス導入済み集合住宅に関しては、「キャッチネクストBサービス」の提供のみとなり、原則「キャッチネクストサービス」のご提供はできません。
- 加入申込書へは必ずご本人がご署名、ご捺印願います。
- サービス追加加入の場合は、既契約者名義でのお申込みとなります。
- サービス内容毎にお支払方法を分けることはできません。
(ご利用引落口座、クレジットカードにつきましては、すべてのサービスで同一のものとなります)
- 設備未導入の賃貸住宅または借家でのご利用の場合は、予めオーナー様の同意書（当社指定書面）が必要となります。
- 未成年者のお申込みに際しては、同意者（親権者・後見人等、法定代理人の代表者）の自署ならびに捺印のある同意書（当社指定書面）が必要となります。
- 当社システムの都合上、一部の旧字体において表記できない場合がございます。

4. キャンペーンのご確認

キャンペーンの内容および条件などをご確認いただけましたか？

適用キャンペーン

5. 料金とお支払いのご確認

料金について

- 初期費用【 円】
内訳：TV(円)+NET(円)+電話(円)+事務手数料(円)
- 利用料金【 円/月】
内訳：TV(円)+NET(円)+電話(円)+割引額(円)

料金のお支払いについて

- お支払いは、口座振替かクレジットカード支払いのどちらかをご選択ください。
- 口座振替の場合、初期費用は【工事完了月の翌月26日】、利用料金は【ご利用月の翌月26日】のご請求（口座振替）となります。
- 口座振替の金融機関としてネット銀行をご利用いただく場合には、ご利用の金融機関からのご案内に基づき、お客様ご自身で承認作業をおこなっていただく必要がございます。
- 請求書、領収書の発行はいたしません。
- サービス開始月の利用料金は、工事完了日翌日から月末までの日割り計算となります。
- 解約、休止時は、停止日の翌日から月末までの未利用日数分について、日割り精算いたします。
- 支払期日を超えてもなお支払われない場合は、ご利用中の全てのサービスを停止することがあります。
- ご利用料金は、「キャッチマイページ」でご利用いただけるWeb明細でご確認ください。

【預金口座振替規定】 (ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く)

1. 銀行(信用金庫、組合、労働金庫)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。また、引落後の代金領収書は請求いたしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行(信用金庫、組合、労働金庫)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行(信用金庫、組合、労働金庫)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、銀行(信用金庫、組合、労働金庫)の責めによる場合を除き、銀行(信用金庫、組合、労働金庫)には迷惑をかけません。
5. 登録No.につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

【クレジットカード支払い確認事項】

- 取扱クレジットカードは、TS CUBIC CARD、VISA、Master Card、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club の6種類です。
- クレジットカードによるお支払いは、「1回払い」のみとします。
- お客様からの解約、変更等のお申し出がない限り、毎月継続の上、前項と同様のお支払方法となります。
- お客様から指定されたクレジットカードが何らかの理由により無効、あるいは会員番号などが変更になった際には、キャッチへご連絡願います。
- 前項のご連絡がなかった場合でも、お客様へのご連絡無しにクレジットカード会社へ確認の上、新しい会員番号でのお支払いとなる場合があります。
- お客様が指定されたクレジットカードの会員資格を喪失された場合はもちろん、カード利用代金の支払い状況によっては、クレジットカード会社の判断により本手続きを解約されることがあります。
- クレジットカード会社から発行されるご利用代金明細書のご利用店名は「キャッチネットワーク」、ご利用日は「ご利用月の月末の日付」となります。
- クレジットカード会社からのお振替は、ご利用クレジットカード会社の指定日となり、請求書と領収書は発行いたしません。また、当社からご利用明細の発行はできませんので、クレジットカード会社から届く明細でご確認ください。(利用料総額のみが表示になります)
- クレジットカードによるお支払いができなくなった時には、現金による清算をおこなった上で、口座振替によるお支払いに変更となりますので、ご了承ください。(別途、口座登録手続きが必要です)
- このシステムは、株式会社キャッチネットワークがクレジットカード会社の加盟店となり、クレジットカード会社がキャッチネットワーク利用料金等決済業務を代行するかたちとなります。
- クレジットカード会社の締切日とキャッチの検針日との関係等により、クレジットカード会社から2ヶ月分の利用料金がまとめて請求されることがございます。

□事務手数料について

- 新規契約の際に、契約事務手数料として「800円(税込880円)」が必要となります。

6. 利用料割引のご確認

□利用料金割引に関して説明がありましたか？

■キャッチネクストBサービス

割引名称	割引金額	割引内容
トリプル割	1,300円/月 (税込1,430円/月)	多チャンネル+インターネット+ケーブルプラス電話の月額料金で割引 (インターネット5Mコースは適用対象外)
ダブル割	1,000円/月 (税込1,100円/月)	多チャンネル+インターネットの月額料金で割引 (インターネット5Mコースは適用対象外)
TEL割	300円/月 (税込330円/月)	多チャンネル+ケーブルプラス電話の月額料金、または施設利用サービス+ケーブルプラス電話の月額料金、またはインターネット+ケーブルプラス電話の月額料金で割引
光集合B長割	500円/月 (税込550円/月)	キャッチネクストBインターネットを2年間継続利用していただき、光集合B長割の申込がある場合に、割引が適用されます。

※日割りの請求に対して割引は適用されません。

※トリプル割、ダブル割、TEL割の併用はされません。

※光集合B長割は、2年間の間にキャッチネクストBインターネットサービスを解約した場合、違約金を請求させていただきます。

■キャッチネクストサービス

割引名称	割引金額	割引内容
光トリプル割	1,300円/月 (税込1,430円/月)	多チャンネルまたは地デジBSパススルーまたは録画付き地デジBSパススルー+インターネット+ケーブルプラス電話の月額利用料金で割引
	1,260円/月 (税込1,386円/月)	多チャンネルまたは地デジBSパススルーまたは録画付き地デジBSパススルー+インターネット+ケーブルラインの月額利用料金で割引
光ダブル割	1,000円/月 (税込1,100円/月)	多チャンネルまたは録画付き地デジBSパススルー+インターネットの月額利用料金で割引
光TEL割	300円/月 (税込330円/月)	多チャンネルまたは光施設利用料+ケーブルプラス電話の月額料金で割引、またはインターネット+ケーブルプラス電話の月額料金で割引
	260円/月 (税込286円/月)	インターネット+ケーブルライン電話の場合に割引
光長割	800円/月 (税込880円/月)	インターネットを2年間継続利用約束していただき、長割の申込みがある場合に、割引が適用されます。
光TEL複数回線割	300円/月 (税込330円/月)	インターネット+ケーブルプラス電話複数回線利用時のケーブルプラス電話2回線目以降4回線目までを割引
	260円/月 (税込286円/月)	インターネット+ケーブルライン複数回線利用時のケーブルライン2回線目以降4回線目までを割引
光集合長割	500円/月 (税込550円/月)	キャッチネクスト導入済集合住宅でインターネットを2年間の継続利用をお約束いただける場合に適用されます。

※日割りの請求に対して割引は適用されません。

※光トリプル割、光ダブル割、光TEL割の併用はされません。

※光長割は、2年間の間に解約した場合は、違約金を請求させていただきます。

※光集合長割は、2年間の間にキャッチネクストインターネットサービスを解約した場合、違約金を請求させていただきます。

7. 工事内容・工事期間のご確認

□ご利用開始までの期間について

- 電柱所有者の敷設許可などにより、工事までにお時間をいただくことがございます。

□引込工事

■キャッチネクストサービス

光ファイバーのドロップケーブルの引込工事／成端箱の設置

- ・通信用（電話、テレビ）の穴やエアコンの穴等を利用して、光ファイバーを宅内へ引込みます。

※必要に応じて、金具の取り付け、外壁の穴あけ、機器の設置等をおこないます。

※既設配管の不具合やエアコンの取り替え等で光ファイバーの改修等が発生した場合は、別途工事が必要となります。

□標準料金内宅内工事

本サービスのご利用には、追加工事が必要となる場合があります。契約、宅内工事時にご確認ください。

■キャッチネクストBテレビサービス

使用中のTV・VTR各8台までのチャンネル調整（TV端子と同数）／映像音声出力ケーブル接続（デジタルホームターミナル設置個所のみ）／宅内ケーブル15mまでの配線工事（テレビ裏配線含む）／分岐・分配器の取替え2個まで／デジタルホームターミナルの設置／TVの映像確認／デジタルホームターミナルの操作説明

※電源コンセントの用意をお願いします。

※上記に含まれない工事は追加料金が必要となります。

■キャッチネクストテレビサービス

既設アンテナ線接続（光ファイバーと既設のアンテナ線を接続するまでの施工）／使用中のTV・VTR各8台までのチャンネル調整（TV端子と同数）／映像音声出力ケーブル接続（デジタルホームターミナル設置個所のみ）／直列ユニット取替え（分波器・デジタルホームターミナル設置個所のみ）／アンテナ撤去一式まで（TVアンテナ、パラボラアンテナ）／宅内ケーブル15mまでの配線工事（テレビ裏配線含む）／分岐・分配器の取替え2個まで／デジタルホームターミナルの設置／V-ONUの設置／分波器の設置（BSパススルー対応の受信機へ8個まで）／TVの映像確認／デジタルホームターミナルの操作説明

※電源コンセントの用意をお願いします。

※上記に含まれない工事は追加料金が必要となります。

■キャッチネクストBインターネットサービス

新設ケーブル40m（集合住宅の場合は15m）以内の配線工事／ケーブルモデムの設置工事

※パソコンとの接続及び設定工事は含まれておりませんので、加入時は無料設定サポートをご利用いただきますようお願いいたします。

※電源コンセントの用意をお願いします。

※上記に含まれない工事は追加料金が必要となります。

■キャッチネクストインターネットサービス

新設ケーブル40m以内の配線工事／D-ONUの設置工事

※パソコンとの接続及び設定工事は含まれておりませんので、加入時は無料設定サポートをご利用いただきますようお願いいたします。

※電源コンセントの用意をお願いします。

※上記に含まれない工事は追加料金が必要となります。

■ケーブルプラス電話・ケーブルライン

集合住宅で同軸ケーブル15m以内の配線工事／電話用終端装置の設置工事／D-ONUの設置工事／D-ONUと電話用終端装置間のLAN配線・モジュラーケーブルの配線工事（合計20mまで）／電話の疎通確認

※電源コンセントの用意をお願いします。

※上記に含まれない工事は追加料金が必要となります。

8. 工事費のご確認

□新規契約、追加契約に係る工事費（引込工事・解約工事含む）についての説明がありましたか？

■条件を満たした場合に、工事費割引が適用となります。詳細は、「9. 工事費割引について」をご確認ください。

※工事費割引を適用する場合には、別途お申込が必要となります

※解約してから1年間の再契約に関しては、工事費割引を使用することはできません

※工事費については、対象月時点の消費税率を適用します

	工事内容	工事費
戸建	引込工事	16,800円（税込18,480円）
	インターネットサービス工事	18,000円（税込19,800円）
	テレビサービス工事	20,400円（税込22,440円）
	電話サービス工事	12,000円（税込13,200円）
集合	インターネットサービス工事	12,000円（税込13,200円）
	テレビサービス工事	12,000円（税込13,200円）
	電話サービス工事	12,000円（税込13,200円）

□新たにお申込みいただく場合の工事費について

【戸建】

■新規ご加入の方

加入サービス	工事費（引込工事・解約工事含む）
TV	37,200円（税込40,920円）
TV+NET	55,200円（税込60,720円）
TV+TEL	49,200円（税込54,120円）
TV+NET+TEL	67,200円（税込73,920円）
NET	34,800円（税込38,280円）
NET+TEL	46,800円（税込51,480円）
TEL	28,800円（税込31,680円）

■すでにご加入の方がサービス追加する場合

現在利用サービス	追記サービス	工事費（解約工事含む）
TV加入者	NET	18,000円（税込19,800円）
	NET+TEL	30,000円（税込33,000円）
	TEL	12,000円（税込13,200円）
NET加入者	TV	20,400円（税込22,440円）
	TV+TEL	32,400円（税込35,640円）
	TEL	12,000円（税込13,200円）
TEL加入者	TV	20,400円（税込22,440円）
	TV+NET	38,400円（税込42,240円）
	NET	18,000円（税込19,800円）
TV+NET加入者	TEL	12,000円（税込13,200円）
TV+TEL加入者	NET	18,000円（税込19,800円）
NET+TEL加入者	TV	20,400円（税込22,440円）

【集合住宅（ネクスト対応／ネクストB対応）】

■新規ご加入の方

加入サービス	工事費（解約工事含む）
TV	12,000円（税込13,200円）
TV+NET	24,000円（税込26,400円）
TV+TEL	24,000円（税込26,400円）
TV+NET+TEL	36,000円（税込39,600円）
NET	12,000円（税込13,200円）
NET+TEL	24,000円（税込26,400円）
TEL	12,000円（税込13,200円）

■すでにご加入の方かサービスを追加する場合

現在利用サービス	追記サービス	工事費（解約工事含む）
TV加入者	NET	12,000円（税込13,200円）
	NET+TEL	24,000円（税込26,400円）
	TEL	12,000円（税込13,200円）
NET加入者	TV	12,000円（税込13,200円）
	TV+TEL	24,000円（税込26,400円）
	TEL	12,000円（税込13,200円）
TEL加入者	TV	12,000円（税込13,200円）
	TV+NET	24,000円（税込26,400円）
	NET	12,000円（税込13,200円）
TV+NET加入者	TEL	12,000円（税込13,200円）
TV+TEL加入者	NET	12,000円（税込13,200円）
NET+TEL加入者	TV	12,000円（税込13,200円）

9. 工事費割引について

- キャッチネクストサービス / キャッチネクストBサービスを24ヵ月ご利用継続をお約束いただくことで工事費を割引いたします。
 - 工事完了月の翌月より工事費を24ヵ月分割でご請求させていただき、同額を24ヵ月間にわたって割引いたします。
 - 工事費割引の適用開始から24ヵ月以内に解約する場合、解約月を含む残月数 × 分割料金を税込工事費として一括請求させていただきます。
- ※工事費の分割料金、分割割引料金はすべて消費税等課税対象外です
 ※キャッチサービス開始月の翌月より適用開始とします

10. 最低利用期間・約束割引と違約金のご確認

□最低利用期間について

■最低利用期間一覧

サービス名	最低利用期間
・キャッチネクストBインターネットサービス ・キャッチネクストインターネットサービス	2ヶ月
・ケーブルプラスSTB2 ・楽録2T ・楽録ブルーレイ2T	6ヶ月

■最低利用期間内に解約された場合、残余期間に対する料金に相当する額を一括して支払っていただきます。

□各種約束割引と違約金について

■約束割引

光長割、光集合長割、光集合B長割を申し込まれた方が、割引開始月から2年以内またはサービス開始月から割引開始月までに対象サービスを解約した場合は、以下の違約金が発生します。

■違約金対象項目

割引・約束割引名称	対象サービス	違約金（不課税）
光長割	キャッチネクストインターネットサービス	3,300円
光集合長割		3,500円
光集合B長割	キャッチネクストBインターネットサービス	3,300円

※その他加入促進のため、割引キャンペーンを実施する場合があります。その場合、上記違約金とは別に違約金を設定する場合がございます。詳しくはお申込時、ご契約時にご確認ください。

11. 解約についてのご確認

□解約について

■工事費割引の適用開始から24カ月以内に解約する場合、解約月を含む残月数×分割料金を税込工事費として一括請求させていただきます。

■約束割引の適用開始から24カ月以内に解約をする場合、違約金が発生します。(前項参照)

■キャッチネクストテレビサービスの「地デジ+B Sパススルーコース」をご利用の方が、キャッチネクストインターネットサービスまたはケーブルプラス電話・ケーブルラインを解約する場合、「地デジ+B Sパススルーコース」も解約となります。テレビサービスを継続いただく場合、セレクトコース以上へのコース変更が必要です。「地デジ+B Sパススルーコース」はテレビ+インターネット+ケーブルプラス電話・ケーブルラインのトリプル契約が利用条件のため

■キャッチネクストテレビサービスの「録画付き地デジ+B Sパススルーコース」をご利用の方が、キャッチネクストインターネットサービスを解約する場合、「録画付き地デジ+B Sパススルーコース」も解約となります。テレビサービスを継続いただく場合、セレクトコース以上へのコース変更が必要です。「録画付き地デジ+B Sパススルーコース」はテレビ+インターネットのダブル契約以上が利用条件のため

■解約時の撤去内容により、費用が発生する場合があります。

■解約時の撤去工事は、光ファイバードロップケーブル(キャッチネクスト)、引込金具の撤去及びコーキングボンド等シーリング材を用いた穴埋め作業を実施しますが、室内、室外壁の現状復旧は行いません。

※解約してから1年以内の再契約の場合、工事費割引を使用することはできません。このため、キャッチエリア内での転居(引越し)の場合で、転居先(引越し先)でもキャッチサービスのご利用をご希望の方は、解約ではなく、お引越しの手続きをお取りください。

□加入者相互紹介制度について

■転居先(引越し先)において、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟加盟のケーブルテレビ局に継続してご加入いただける場合にご利用いただける制度です。

※詳細はキャッチまたは転居先(引越し先)のケーブルテレビ局までお問い合わせください。

※ご契約状況によっては、ご利用いただけない場合がございます。

□サービス解約時の利用料割引適用除外について

■月途中の解約に関しては、光トリプル割、光ダブル割、光TEL割、光TEL複数回線割、光長割、光集合長割、光集合B長割、は割引対象外となりますのでご注意ください。

□キャッチネクストテレビサービス、キャッチネクストBテレビサービスの解約について

■ご注意事項

- ・サービスをご解約後、TVをご視聴希望の場合は、お客様ご自身のご負担で他事業者への切替えやアンテナ設置、宅内配線をアンテナへ接続していただく必要があります。
(キャッチサービス導入済集合住宅にお住まいの方は除く)

■料金について

- ・解約停止日の翌日から月末までの未利用日分については、日割り精算いたします。最終請求は解約停止月の翌月となります。
※口座振替の場合は、翌月26日(金融機関休日の場合は翌営業日)となります。
※クレジットカード支払いの場合は、カード会社の定める日となります。
- ・オプションサービスについては、日割り精算はございません。
(月途中の解約でも1ヶ月分の利用料が発生します)

■その他

- ・お客様宅に設置した機器は貸与品のため、当社代理店にて撤去致します。ご解約日から勘案し、代理店より撤去日の連絡を差し上げます。お客様自身での取り外しはなさない様お願いします。
- ・オプションチャンネルの「WOWOW」をご視聴されている方は、お客様ご自身で「WOWOWカスタマーセンター」へ連絡していただき、「WOWOW」解約の申し出及び手続きをお願いします。
(WOWOWカスタマーセンター：電話0120-580-807 9時～20時 年中無休)
- ・NHK衛星契約受信料「団体一括支払」をご利用のお客様は、当社にて「団体一括支払」の解消手続きをとらせていただきます。ご解約以降のNHK受信料金・受信契約の変更等につきましては、NHK豊橋支局：電話0532-55-1123または0120-151515までお問い合わせください。
- ・テレビサービスオプションの「緊急地震速報サービス※」をご解約される場合は、当社代理店による地震端末の回収が必要となります。(回収は無料で行います)
※緊急地震速報サービスとは、キャッチネクストBテレビサービス、キャッチネクストテレビサービスご契約のオプション契約として提供しています。【500円/月(税込550円/月)】

□キャッチネクストインターネットサービス、キャッチネクストBインターネットサービス解約について

■料金について

- ・解約停止日の翌日から月末までの未利用日分については、日割り精算いたします。最終請求は解約停止月の翌月となります。
※口座振替の場合は、翌月26日(金融機関休日の場合は翌営業日)となります。
※クレジットカード支払いの場合は、カード会社の定める日となります。
- ・オプションサービスについては、日割り精算はございません。
(月途中の解約でも1ヶ月分の利用料が発生します)
- ・最低利用期間内(2ヶ月)に達していない場合は、残余期間に対する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。

■その他

- ・お客様宅に設置した機器は貸与品のため、当社代理店にて撤去いたします。ご解約日から勘案し、代理店より撤去日の連絡を差し上げます。お客様自身での取り外しはなさない様お願いします。
(宅内通信ケーブル撤去を希望される場合、この撤去作業費は別途有料となります)
- ・基本ID付随サービス(メールアカウント、ホームページ容量、PCプロテクションプラス等)については、解約日以降に削除・廃止させていただきます。

□ ケーブルプラス電話・ケーブルラインの解約について

■ ご注意事項

《ケーブルプラス電話・ケーブルラインで利用中の電話番号を他社で引続き利用する場合》

- ・現在ご利用いただいている電話番号を他社で引続きご利用いただく旨（以下、「番号ポータビリティ」といいます）を、お客様ご自身で事前に変更予定先電話事業者（NTT等）まで申請してください。
※KDDIより電話番号を新規に取得（発番）してケーブルプラス電話をご利用中の場合、他社へ番号ポータビリティすることはできません。
※他社への番号ポータビリティ完了後、ケーブルプラス電話は「解約」となります。

[注意]

事前申請をされずにケーブルプラス電話を解約した場合、利用中の電話番号が使用できなくなります。（番号消失）

[参考情報]

NTT連絡先：局番無しの116、携帯電話・PHSからは0800-2000-116
受付時間：（受付時間：午前9時～午後5時（2019年8月現在）

- ・他社へ番号ポータビリティする場合、変更予定電話事業者側の番号引継ぎ設定完了後からは、ケーブルプラス電話・ケーブルラインはご利用いただけなくなります。変更をご申告いただいてから手続きが完了するまではケーブルプラス電話・ケーブルラインでのご利用となります。
- ・他社への番号ポータビリティにあたり、変更先電話事業者での電話番号引継ぎに関する期間及び料金等については、変更先電話事業者へご確認ください。
- ・他社への変更手続きの結果、利用中の電話番号とは異なる電話番号を利用されることになった場合、または利用中の電話番号を今後使用されなくなった場合には、速やかにキャッチまでご連絡ください。ご連絡をいただき次第、キャッチからKDDI・ソフトバンクへ解約手続きを行います。キャッチまでご連絡いただけないと、ケーブルプラス電話・ケーブルラインの利用が継続されるため、利用料金が継続発生してしまいます。（他社への番号ポータビリティ完了をもってケーブルプラス電話・ケーブルラインの利用が停止します（ご解約）が、この場合番号ポータビリティが中止されるため、解約となりません）
- ・NTTの一般加入回線（メタル回線）を利用する電話サービス（NTT一般加入電話等）に番号ポータビリティされる場合、当社が設置した電話用終端装置の撤去工事が完了するまでは、NTTの一般回線を電話端末のLINE端子へ接続してください。接続されていない場合、他社への番号ポータビリティ後に電話がご利用いただけなくなります。
※番号ポータビリティ当日に、変更先電話事業者がお客様宅の電話工事を実施する場合には、この限りではありません。

《ケーブルプラス電話・ケーブルラインで利用中の電話番号を、今後使用されない場合》

- ・ケーブルプラス電話・ケーブルラインで利用中の電話番号はご利用いただけなくなります。（番号消失）
- ・解約日の変更は、出来かねる場合がございます。予めご了承ください。
- ・ガス検針やホームセキュリティをお使いの場合、切替工事費等がかかる場合がございますので、事前にサービス提供会社まで、お客様ご自身でご確認ください。

■ 料金について

- ・番号ポータビリティ無：お客様からの解約申し出日が最終利用日となります。
月途中での解約時は日割り料金となります。
- ・番号ポータビリティ有：番号ポータビリティ工事が完了した日が最終利用日となります。
月途中での解約時は日割り料金となります。
- ・月途中解約は、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は発生しません。

■ その他

- ・お客様宅に設置した機器は貸与品のため、当社代理店にて撤去致します。ご解約日から勘案し、代理店より撤去日の連絡を差し上げます。お客様自身での取り外しはなさない様お願いします。（宅内通信ケーブル撤去を希望される場合、この撤去作業費は別途有料となります）

12. 休止についてのご確認

□ 休止受付条件について

- 家屋の建替・長期出張等により、やむを得ずサービスを継続することができなくなった場合、原則最長1年を期限としてサービスの休止を承ります。

□ サービス休止時の利用料割引適用除外について

- 月途中の休止に関しては、光トリプル割、光ダブル割、光TEL割、光TEL複数回線割、光長割、光集合長割、光集合B長割、は割引対象外となりますのでご注意ください。

□ キャッチネクストテレビサービス、キャッチネクストBテレビサービスの休止について

■ 料金について

- ・ 休止時手数料【2,000円（税込2,200円）】が必要となります。
- ・ 休止停止日の翌日から月末までの未利用日分については、日割り精算いたします。最終請求は休止停止月の翌月となります。
※口座振替の場合は、翌月26日（金融機関休日の場合は翌営業日）となります。
- ・ ※クレジットカード支払いの場合は、カード会社の定める日となります。
- ・ オプションサービスについては、日割り精算はございません。
（月途中の休止でも1ヶ月分の利用料が発生します）

■ その他

- ・ お客様宅に設置した機器は貸与品のため、当社代理店にて撤去致します。後日、代理店より撤去日の連絡を差し上げます。お客様自身での取り外しはなさない様お願いします。
- ・ 休止期間は最長1年とさせていただきます。
（長期転勤等当社が認めた場合については、この限りではありません。）
- ・ オプションチャンネルを利用中の場合、休止時点でオプションチャンネルは一旦解約となります。サービス再開時に引き続きご視聴を希望される場合は、改めてお申込みが必要です。
- ・ オプションチャンネルの「WOWOW」をご視聴されている方は、お客様ご自身で「WOWOWカスタマーセンター」へ連絡していただき、「WOWOW」解約の申し出及び手続きをお願いします。
（WOWOWカスタマーセンター：電話0120-580-807 9時～20時 年中無休）
- ・ NHK衛星契約受信料「団体一括支払」をご利用のお客様は、当社にて「団体一括支払」の解消手続きをとらせていただきます。今後のNHK受信料金・受信契約の変更等につきましては、NHK豊橋支局：電話0532-55-1123または0120-151515までお問い合わせください。

□ キャッチネクストインターネットサービス、キャッチネクストBインターネットサービス休止について

■ 料金について

- ・ 休止時手数料【2,000円（税込2,200円）】が必要となります。
- ・ 休止停止日の翌日から月末までの未利用日分については、日割り精算いたします。最終請求は休止停止月の翌月となります。
※口座振替の場合は、翌月26日（金融機関休日の場合は翌営業日）となります。
- ・ ※クレジットカード支払いの場合は、カード会社の定める日となります。
- ・ オプションサービスについては、日割り精算はございません。
（月途中の休止でも1ヶ月分の利用料が発生します）

■ その他

- ・ お客様宅に設置した機器は貸与品のため、当社代理店にて撤去致します。後日、代理店より撤去日の連絡を差し上げます。お客様自身での取り外しはなさない様お願いします。
（宅内通信ケーブル撤去を希望される場合、この撤去作業費は別途有料となります）
- ・ 休止期間は最長1年とさせていただきます。
（長期転勤等当社が認めた場合については、この限りではありません。）
- ・ 休止期間中は、基本ID付随サービス（メールアドレス、ホームページ容量、マカフィー®セキュリティサービス等）の提供も休止となります。

□ ケーブルプラス電話・ケーブルラインの休止について

■ ご注意事項

- ・ 休止時手数料【2,000円（税込2,200円）】が必要となります。
- ・ 休止期間は最長1年とさせていただきます。
（長期転勤等当社が認めた場合については、この限りではありません。）
- ・ ケーブルプラス電話及びケーブルラインに関しては、課金の中断はできませんのでご了承ください。休止期間中も電話番号を保持される場合、ケーブルプラス電話端末撤去後においても基本利用料・ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料が毎月かかります。また、オプションサービスを利用中の場合、必要に応じてお客様ご自身でKDDI専用ページからオプションサービス解約の手続きをお願いいたします。ケーブルラインに関しては、お電話による停止ができます。
- ・ お客様宅に設置した機器は貸与品のため、当社代理店にて撤去いたします。後日、代理店より撤去日の連絡を差し上げます。お客様自身での取り外しはなさない様お願いします。
（宅内通信ケーブル撤去を希望される場合、この撤去作業費は別途有料となります）

1 3. 再開についてのご確認

□ サービス再開時の利用料割引適用除外について

- 月途中の再開に関しては、光トリプル割、光ダブル割、光 TEL 割、光 TEL 複数回線割、光長割、光集合長割、光集合 B 長割、は割引対象外となりますのでご注意ください。

□ サービスの再開について

- 再開予定日が決定したらご連絡願います。ご連絡をいただき次第、再開手続きを進めさせていただきます。ただし、家屋の建替え等により休止前とは別ルートで引込工事を行う場合、または別住所で再開工事を行う場合は、引込工事にあたり各種申請が必要となり（1. お申込みから工事までのご確認参照）、お時間がかかる場合がございますので、早めにご連絡いただくようお願いいたします。
- 休止時、キャッチネクストサービスをご利用の方でも、再開時キャッチネクスト B サービス導入済み集合住宅で再開される場合、キャッチネクスト B サービスでの再開となります。

1 4. 移設・転出入（引越し）についてのご確認

□ サービスの移設・転出入について

- 別ルート引込工事を行う場合、または転居先で引込工事を行う場合は、引込工事にあたり各種申請が必要となり（1. お申込みから工事までのご確認参照）、お時間がかかる場合がございますので、早めにご連絡いただくようお願いいたします。
- キャッチネクストサービスご利用中の方がキャッチネクスト B サービス導入済み集合住宅へ転居される場合、キャッチネクスト B サービスでのご提供となります。
- キャッチネクスト B サービスご利用中の方が戸建て住宅またはキャッチネクストサービス導入済み集合住宅へ転居される場合、キャッチネクストサービスでのご提供となります。

□ ケーブルプラス電話・ケーブルライン移設・転出入について

- 住所が変わらない同一敷地内での移設は電話用端末機（EMTA・HG W・WMT A）の移設工事のみで対応が可能です。

◇ ケーブルライン電話の場合の注意点

- キャッチネクスト B サービス導入済み集合住宅ではケーブルラインはご利用いただけません。ケーブルラインご利用の方はご解約またはケーブルプラス電話へ切り替えてのご提供となります。
- ケーブルラインのサービスは、転居先がキャッチネクストの提供をできない環境（キャッチネクスト B サービス導入済み集合等）の場合は提供できないことがあります。

15. 解約・休止・再開・移設・転出入（引越し）における金額のご確認

□解約・休止・再開・移設・転出入（引越し）における金額一覧

	引込工事	T V 宅内工事	N E T 宅内工事	電話宅内工事
転居	5,000円（税込5,500円）			
移設（同住所内）	5,000円（税込5,500円）			
休止	2,000円（税込2,200円）			
再開（工事あり）	5,000円（税込5,500円）			
再開（工事なし）	-	0円	0円	0円

※サービス追加を伴う場合は、サービス追加工事費を適用し、上記工事費は発生しません。

例：T Vのみご加入者様が転居時N E T追加契約される場合、

→移設工事費5,000円（税込5,500円）不要、N E T追加工事費必要 となります。

16. 貸出機器の未返却、紛失、破損について

□貸出機器の未返却、紛失、破損時の負担費用説明

キャッチからの貸出機器は解約後にご返却いただく必要があります。未返却の場合や紛失、破損等がある場合、貸出機器の代金をご負担いただきます。ご負担（ご請求）額は、以下のとおりとなります。

対象機器	請求金額	対象機器	請求金額
デジタルホームターミナル	15,000円/台 （税込16,500円/台）	ケーブルモデム	5,000円/台 （税込5,500円/台）
ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB2	30,000円/台 （税込33,000円/台）	ケーブルモデムACアダプター	3,000円/個 （税込3,300円/個）
楽録	30,000円/台 （税込33,000円/台）	V-ONU	5,000円/台 （税込5,500円/台）
楽録1T 楽録2T	30,000円/台 （税込33,000円/台）	D-ONU	5,000円/台 （税込5,500円/台）
		HGW・WMTA	6,000円/台 （税込6,600円/台）
楽録ブルーレイ	45,000円/台 （税込49,500円/台）	メッシュWi-Fi端末機器	13,000円/台 （税込14,300円/台）
楽録ブルーレイ1T 楽録ブルーレイ2T	45,000円/台 （税込49,500円/台）	無線LAN端末	8,000円/台 （税込8,800円/台）
スマートステーション	30,000円/台 （税込33,000円/台）	B-CASカード	税込2,160円/枚
4K対応 デジタルホームターミナル	45,000円/台 （税込49,500円/台）	C-CASカード	税込2,160円/枚
EMTA	5,000円/台 （税込5,500円/台）	地震端末	7,500円/台 （税込8,250円/台）

※破損品の回収・交換を当社及び代理店等で実施する場合には上記金額に加え、出張費・交換費用（実費）が別途かかります。

※B-CAS、C-CASカードについて、税別価格設定はございません。

17. 各種変更について

□各種お客様情報の変更手続きのご案内

■契約名義、引落口座／クレジットカードの変更について

変更には、「変更申込書」のご提出が必要です。お電話またはキャッチホームページ（お問い合わせフォーム）よりお申し出ください。お申し出を確認後、「変更申込書」を送付させていただきます。お手元に届きましたら、ご記入ご捺印の上、キャッチまでご返送ください。

※口座変更の場合、金融機関との手続き完了までに1～2ヶ月程度お時間がかかります。

※口座振替からクレジットカードへ支払い方法を変更される場合、毎月末日までの「変更申込書」到着分は、翌月から変更となります。（手続きの都合により、変更が遅れる場合がございます）
詳細は【クレジットカード支払い確認事項】をご確認ください。

■契約電話番号（連絡先電話番号）の変更について

お電話またはキャッチホームページ（お問い合わせフォーム）からお申込みが可能です。お申込み受付後、確認の電話をさせていただき、変更となります。（ご提出いただく書類はございません）

■契約住所変更（区画整理等による住所表示変更で居住地の変更がない場合）について

お電話またはキャッチホームページ（お問い合わせフォーム）からお申込みが可能です。お申込み受付後、順次変更となります。（ご提出いただく書類はございません）

※居住地が変更となる住所変更は、移設・転出入（引越）手続きが必要です。【13. 移設・転出入（引越）】についてのご確認をご確認ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

□個人情報取り扱いに関するご説明

キャッチの加入申込書ならびにご契約内容確認書等で、お客様にご記入いただき収集する個人情報及び当社が加入者に付与する個人情報、並びに、放送サービス及び附帯サービスを利用することによって得られる個人情報について、その利用目的、取扱等については以下の通りです。申込書のご記入、ご契約にあたり本内容を必ずお読みいただき、ご了承の上お申込みください。

1. 加入申込書でお客様にご記入いただく個人情報及び当社が付与する個人情報、並びに、放送サービス及び附帯サービスを利用することによって得られる個人情報

（1）お客様にご記入いただく情報

〈お申込み情報〉

申込者氏名、申込者住所（設置先）、電話番号、連絡先電話番号、生年月日、勤務先名、勤務先電話番号、職業、住居形態、申込内容、N T T等の電話回線名義人氏名

〈口座情報〉

銀行口座をご利用の方

銀行名（コード）、支店名（コード）、預金種別、口座番号、預金者名

ゆうちょ銀行口座をご利用の方

通帳記号、通帳番号、預金者名

〈クレジットカード情報〉

クレジットカードをご利用の方

カード種類、カード有効期限、カード番号、カード名義人名

- (2) 当社が付与する情報
加入者番号、建物番号、サービス利用状況、他サービスに係る工事開始・完了日・課金開始日・休日・解約日
- (3) 放送サービス及び付帯サービスを利用することによって得られる情報
視聴状況、視聴履歴(視聴日時、チャンネル、番組内容)、貸出機器の使用状況並びに操作に関する記録、貸出機器を通してダウンロードしたコンテンツおよびアプリケーション情報

2. 当社が保有する個人情報の利用目的

- (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守・サポート対応等を含みます)
- (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
- (3) 個々の契約者(加入者)に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便・電子メール等により送付し、または電話すること。なお、契約者(加入者)は当社が定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
- (4) 契約者(加入者)からの個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、郵便・電子メール等を送付し、または電話すること。
- (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を、郵便・電子メール等により送付し、または電話すること。
- (6) 契約者(加入者)の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
- (7) 当社は、契約者(加入者)の個人情報の属性の集計・分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(統計資料)を作成し、新規サービスの開発等、業務の遂行のために利用・処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
- (8) その他、契約者(加入者)から得た同意の範囲内で利用すること。

3. 個人情報の預託について

契約・工事業務、ヘルプデスク業務、請求書発行業務、料金収納、督促業務等の目的のために、当社が保有する個人情報の一部を外部業者へ、個人情報に関する守秘義務契約を締結の上、預託することがあります。

4. 個人情報の管理体制について

- (1) 情報セキュリティ責任者を設置し、個人情報の取り扱いを管理します。
情報セキュリティ責任者は、個人情報保護管理責任者を兼務します。
- (2) 運営組織
情報セキュリティ責任者のもとに、各部門の運用責任者から構成する情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報を取り扱う業務を行っています。

5. 個人情報保護方針

当社の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)については、下記をご覧ください。

<http://www.katch.co.jp/privacy/index.html>

6. 個人情報の開示・訂正等の窓口、ご申請方法について

窓口：株式会社キャッチネットワーク カスタマーセンター

愛知県刈谷市野田町大ヒゴ1番地

電話番号：0120-2-39391(9:00~19:00)

電子メール：privacy@katch.co.jp

方法：当社の定める書式をご本人確認のための書類とともにご提出いただきます。

尚、申請ごとに所定の手数料をいただきます。

【キャッチネクストインターネットサービス、キャッチネクストBインターネットサービス】

1. サービス概要のご確認

□概要のご確認について

- ご提供のサービスは、ベストエフォートタイプのサービスとなります。ご契約コースの通信速度をお約束するものではありません。
- お申込みに際しては、お持ちのパソコン等のOS、ソフトウェア、機器等がサービスに対応しているか【7.推奨動作環境のご確認】参照）、メーカーや販売店などに必ずご確認ください。尚、工事完了後にパソコン等の端末が未対応と判明した場合でも、初期費用および基本利用料は、お支払いいただきます。
- インターネットの工事につきましては、当社指定の工事業者による施工となります。
- 利用料金には、基本ID（メールアドレス等の利用1個分）を含みます。
- インターネットサービスでは、最低利用期間2ヶ月の設定がございます。
- 最低利用期間内（2ヶ月）に達していない場合は、残余期間に対する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。

2. サービス内容と利用料金のご確認

□サービス内容と利用料金について、説明がありましたか？

- キャッチネクストサービス（光ファイバー）コース一覧
ーキャッチネクスト（光ファイバー）未対応集合住宅ではご利用いただけません

コース名	利用料金	速度
30Mコース	4,600円/月（税込5,060円/月）	上下最大30Mbps
1Gコース	5,781円/月（税込6,359円/月）	上下最大1Gbps
10Gコース	7,341円/月（税込8,075円/月）	上下最大10Gbps
光集合1Gコース	4,700円/月（税込5,170円/月）	上下最大1Gbps
光集合10Gコース	6,700円/月（税込7,370円/月）	上下最大10Gbps

- キャッチネクストBインターネットサービス コース一覧
ーキャッチネクストB未対応集合住宅では、ご利用いただけません

コース名	利用料金	速度
100Mコース	3,850円/月（税込4,235円/月）	下り 最大100Mbps / 上り最大 10Mbps
270Mコース	4,500円/月（税込4,950円/月）	下り 最大270Mbps / 上り最大 10Mbps

【注意事項】

- ・通信速度は、お客様のご利用環境（パソコン処理速度、ハブ・ルータ等のご利用機器の機能・処理能力、LANケーブルの規格、セキュリティ対策ソフト、電波の影響等）や回線の混雑状況等によって低下することがあります。
- ・キャッチネクストインターネットサービスでは、1つのグローバルIPアドレスを複数のお客様で共有できるように、プライベートIPアドレスを標準とさせていただきます。一部の利用形態におきましては、プライベートIPアドレスがご利用いただけない可能性がございます。その場合は、グローバルIPアドレスをオプション（無料）提供させていただきます。

3. オプションサービスのご確認

インターネットサービスオプションメニューについて、説明がありましたか？

■ 有料オプションメニュー

・ キャッチネクスト/キャッチネクストBインターネットサービス共通オプション

オプション名	料金等
KATCHメッシュWi-Fi	設置工事費 5,000円 (税込5,500円) 2台1セット 月額 900円 (税込990円) 3台目以降 月額 500円 (税込550円) / 台 (最大5台まで設置可能です) 解約時撤去費 5,000円 (税込5,500円)
メールアドレス追加	月額 300円 (税込330円) / 個
マカフィー®セキュリティサービス	月額 350円 (税込385円) / 個 (1ライセンスでデバイス3台まで使用可) (キャッチネクスト1Gコース、光集合1Gコース 加入者には、1ライセンスを無料オプションとして 提供いたします。 ※お客様よりお申し込み・設定が必要です)
メールウイルスチェック	月額 300円 (税込330円) / 個
プレミアム安心サポート	月額 500円 (税込550円)

【注意事項】

- ・ KATCHメッシュWi-Fiを除く有料オプションサービスにつきましては、新規加入時を除き、設定・変更1回毎に300円(税込330円)の手数料が必要となります。但し、お客様ご自身がオンラインで設定・変更する場合は、手数料はかかりません。
- ・ パスワード再発行に際しては、300円(税込330円)の手数料が必要となります。

KATCHメッシュWi-Fi について

- ・ メッシュWi-Fi 端末機器はキャッチからのレンタルになります。(ご解約の際は、機器をご返却いただきます)
- ・ 子機や無線LAN内蔵端末はお客様にてご用意いただきます。
- ・ 設置工事はキャッチ又はキャッチが指定する代理店が行います。

■ 無料オプションメニュー

オプション名	利用可能サービス種別
宅内Wi-Fi (無線LAN) ルータ	キャッチネクストのみ
迷惑メールチェックサービス	共通
メールフィルタサービス	共通
キャッチWebメール	共通

【注意事項】

- ・ 有料オプション「KATCHメッシュWi-Fi」と、無料オプション「宅内Wi-Fi (無線LAN) ルータ」との併用はできません。

オンラインメニューについて、説明がありましたか？

- ・ オプションサービス申込、アカウントID発行/変更、パスワード変更等をWEB上で実施することが可能です。ご利用には、加入工事もしくは無料出張設定サポート実施時にお渡しする「基本ID通知書」記載の基本IDとパスワードが必要です。お手元に無い場合(一度も発行を受けていない場合)は、キャッチカスタマーセンターまでお問い合わせください。
- ・ 基本ID使用方法詳細については、「基本ID通知書」をご確認ください。

4. 無料出張設定サポートのご確認

□ キャッチネクストインターネットサービスの無料出張設定サポートについて

■ 対象となる方

- 新規でインターネットサービスにご加入いただいた方
 - キャッチネクストBインターネットサービスからご変更いただいた方
- ※無線LANの設定については、オプションサービス「宅内Wi-Fiルーター」お申し込みのお客さまに限りです。

■ 対象期間

- 工事完了～1か月
※この期間を過ぎますと有料になります。

■ 対象機種について

機器やソフトウェアメーカーのサポートが終了していないパソコン、スマートフォン、タブレット、ゲーム機 ※自作パソコンはサポート対象外となります。

■ 作業内容

宅内Wi-Fi（無線LAN）ルーターレンタルの有無で、内容が異なります。

【宅内Wi-Fi（無線LAN）ルーターレンタル無し】有線でのパソコン接続は1台までとなります。

【宅内Wi-Fi（無線LAN）ルーターレンタル有り】無料設定範囲は、パソコンやゲーム機・スマートフォンを問わず2台までとなります。

A. パソコンの接続設定・確認

★対象：有線LAN、無線LANいずれも対応いたします。（機器が内蔵されている事が条件です。）

※無線接続の場合は、パソコンに無線子機内蔵を条件とします。

★パソコンの設定と動作確認

- ブラウザ設定（Internet Explorer、Microsoft Edge）とWebページの閲覧確認
- （ご希望時）メールアドレスの取得とメール設定、送受信確認 ※1アカウントのみ
- 簡単なWebブラウジングとメール操作説明

B. ゲーム機・スマートフォンの接続設定・確認

★機器設定（無線LANでの接続となります）と接続検証

- 無線LAN設定
- ニュース等の閲覧確認

★お客様にご用意いただくもの

- ゲーム機やスマートフォン本体 ※接続設定のために設定用ソフトを組込む場合があります。

■ ご注意事項

- ・本サービスの利用有無に関わらず、D-ONU設置日翌日からインターネットご利用料金は課金されますのでご注意ください。
- ・設定には最大限努力いたしますが、必ず利用いただけることを保証するものではありません。
- ・データ保証は致しかねます。作業前迄に必要なデータはお客様ご自身でバックアップを行っていただきますようお願いいたします。
- ・サポート時にウィルス感染やシステム不良等パソコンが正常に動作しない場合、お客様ご自身でウィルス駆除やリカバリー、再インストールを行っていただきます。（ご依頼の場合は、別途有料となります）
- ・各機器の「ドライバソフト・CD-ROM」、「説明書」、「付属品」が揃っていない場合は、サポート対象外となります。
- ・複数のパソコンとの接続・設定や複数のメールアドレス設定は別途有料となります。
- ・作業のキャンセル、日時延期の場合は、作業日前日までに作業担当会社へご連絡ください。（ご連絡いただかずキャンセル・日程延期の場合は、キャンセル料をいただきます）
- ・本サービスは訪問1回目のみです。設定完了後に発生したパソコン、ゲーム機・スマートフォンの不具合については、別途有料対応となります。（作業員側の責による場合を除く）
- ・パソコン購入後の設定やソフトインストール作業は別途有料となります。

■ 追加設定サポート

- ・端末3台目以降、追加1台ごとに1,000円（税込1,100円）/台で承ります。
※ただし、有線接続は1台までとします。

□ キャッチネクストBインターネットサービスの無料出張設定サポートについて

■ 設定内容について

無料設定は、A. パソコン もしくはB. W i i のいずれか1台となります。(追加設定をご希望の場合は、有料となります)

A. パソコンの接続設定・確認

- ★パソコンの設定 (有線 (LAN配線) での接続となります)
 - ・インターネット接続の設定
 - ・LANボード/カードの組み込み (必要な場合のみ)
 - ・ブラウザの設定 (Internet Explorer)、1アカウント分のメール設定 (Outlook、Windows Liveメール)
- ★接続検証
 - ・ブラウザ動作 (ホームページ閲覧) の確認
 - ・メール送受信確認
- ★簡単なWebブラウジングとメールの操作説明
- ★乗換サポート (他社インターネットサービスご利用の場合)
 - ・ダイヤルアップ設定の削除、電話線の取り外し、他社解約手続き窓口のご案内

B. W i i、W i i Uの接続設定・確認

- ★W i i (以下W i i Uも同様の扱いとします) の設定と接続検証 (無線LAN接続のみ)
 - ・無線LANの設定
 - ・W i i 内蔵ソフトの更新 (必要な場合)
 - ・ニュースやお天気チャンネルの閲覧確認
 - ※W i i 標準搭載の無線LAN子機機能を使用するため、無線LAN親機をご用意いただく必要があります。有線LAN端子は標準装備されておりませんので、有線で接続される場合はサポート対象外となります。また、接続方法はW i i の取扱説明書等をご確認ください。
- ★お客様にご用意いただくもの
 - ・W i i 本体
 - ・無線LAN親機 (バッファロー「AOSS」、NEC「らくらく無線スタート」装備のもの)
- ※お持ちでない場合は、無料出張設定サポート時ご相談ください。

■ 対象機種について

機器やソフトウェアメーカーのサポートが終了していないパソコン、スマートフォン、タブレット、ゲーム機 ※自作パソコンはサポート対象外となります。

■ ご注意事項

- ・本サービスの利用有無に関わらず、モデム設置日翌日からインターネットご利用料金は課金されますのでご注意ください。
- ・設定には最大限努力いたしますが、必ず利用いただけることを保証するものではありません。また、W i i の設定については、無線を使用するため、接続環境によっては接続できない場合もございます。予めご了承ください。
- ・データの保証は致しかねます。作業前迄に必要なデータはお客様ご自身でバックアップを行っていただきますようお願いいたします。
- ・サポート開始時にウイルス感染やシステム不良等、パソコンが正常に動作しない場合、お客様ご自身でウイルス駆除やリカバリー、再インストールを行っていただきます。(ご依頼の場合は、別途有料となります)
- ・LANポートがない場合は、お客様にてLANカードあるいはLANボードをご用意ください。(ご希望の場合は、別途販売いたします)
- ・各機器の「ドライバソフト・CD-ROM」、「説明書」、「付属品」が揃っていない場合は、サポート対象外となります。
- ・複数のパソコンとの接続・設定や複数のメールアドレス設定は別途有料となります。
- ・作業のキャンセル、日時延期の場合は、作業日前日までに作業担当会社へご連絡ください。(ご連絡いただかずキャンセル・日程延期の場合は、キャンセル料をいただきます)
- ・本サービスは訪問1回目のみです。設定完了後に発生したパソコン、W i i の不具合については、別途有料対応となります。(作業員側の責による場合を除く)

キャッチネクストインターネットサービスの宅内Wi-Fi（無線LAN）ルータレンタルについて

- ・本サービスは、キャッチのケーブルインターネットサービスおよびケーブルプラスSTBをご利用の方、もしくはネクストインターネットサービスご利用の方へのオプションサービスとなります。
- ・機器はキャッチからレンタルさせていただきます。（ご解約の際は、機器をご返却いただきます）

■初期費用、月額利用料金

宅内Wi-Fi 無料レンタル		初期費用	月額利用料金
1台目	新規ご加入時	0円	0円
	加入後のお申込	5,000円(税込5,500円)	0円
2台目以降	中継機 (Wi-Fi 5)	5,000円(税込5,500円)	0円
	Wi-Fi EasyMesh (Wi-Fi 6)	8,000円(税込8,800円)	0円

※ご加入後、またはケーブルプラスSTB-2設置工事時以外のお申込みの場合、初期費用とは別に端末設定1台ごとに1,000円（税込1,100円）が必要です。

※宅内Wi-Fiルータの2台目以降のレンタル機器の仕様変更を伴う機種変更には初期費用が発生いたします。

■ご注意事項

- ・本サービスは、無線LAN親機のみ提供になります。子機や無線LAN内蔵端末はお客様にてご用意いただきます。
- ・レンタル可能な無線LAN機器は、最大2台となります。
- ・通信方式の特性上、利用環境により通信に影響が出る場合がございます。
例) 本体とパソコン(無線LAN子機)との距離が遠い場合、電子レンジやコードレス電話機等の電波を発生する機器がある場合、コンクリート住宅等にお住まいの場合、近隣で無線LANが使用されている場合等
- ・提供機器は予告なく変更する場合があります。

■故障修理対応について《重要》

- ・無線LANが繋がらない場合は、キャッチカスタマーセンターへご連絡ください。電話にて症状をお伺いします。その際、電源やケーブル接続確認、パソコンなどの端末動作等について、お客様にご協力をお願いする場合がございます。
- ・訪問による確認をご提案する場合がございます。
機器の特性上、電話によるサポートには限界があるため、キャッチのサービスマンがお宅へお伺いし、症状の確認をいたします。（この時点では費用は発生しません）
- ・電話や訪問による確認対応の結果、有償サポートをご案内する場合がございます。
キャッチサービスマンがお宅へお伺いし、切り分け作業を行い故障原因の調査や対応時の費用発生有無を判断します。機器の自然故障と判断した場合は、機器を無償で交換いたします。この際、お客様の端末側再設定を追加ご希望される場合は、1,000円（税込1,100円）/台で承ります。キャッチが人為的な故障と判断した場合は、有償交換（8,000円（税込8,800円））となります。
（【15. 貸出機器の未返却、紛失、破損について】参照）また、お客様側の機器の不具合（パソコン故障等）が見込まれる場合は、その旨アドバイス（有償サポートのご案内等）させていただきます。

5. コース変更のご確認

コース変更について

- コースの変更は、月単位で承ります。
- 1回のコース変更につき、手数料1,000円（税込1,100円）が必要です。
- お客様の利用している宅内機器によっては、機器交換が必要となる場合があります。
- 機器交換が必要となるコース変更の場合、機器交換工事翌日から月末までの日割りで新コースのご利用料金を算出し、ご請求します。コース変更前のご利用料金については、工事交換翌日から月末までの日割り金額を精算し、預かり金としてご利用料金から相殺させていただきます。

6. 課金開始のご確認

課金について

- 加入月につきましては、工事完了翌日から月末までの日割りにてご利用料金をいただきます。
- オプションサービスは、サービス開始日の当月から月額料金満額が発生します。（日割りはありません）

7. 推奨動作環境のご確認

10/100Base-T（120Mコース以上は、1000Base-Tを推奨）のLAN端子を装備できるパソコンが対象となります。ゲーム機、スマートフォンについては、無料出張設定サポート対象機器が動作推奨機器となります。詳しくは販売店、メーカー等へご確認ください。

OS	Windows 8.1、8、7、VISTA、Mac OS X以上
WEBブラウザ	Internet Explorer 8以上、Safari 5以上 (Mac版)
メモリ	1GB以上

8. 故障かな?と思ったら

□モデム・D-ONU等の機器が不調な場合の確認について

精密機械のため、機器が動作不能になる（フリーズ）場合があります。この場合、以下の手順で各機器の再起動を行い、通信ができるようになるか確認をお願いいたします。（先に再起動した機器が完全に起動したことを確認してから、次の機器を再起動するようにしてください）

【キャッチネクストBインターネットサービス】

- ① ケーブルモデムの再起動（電源コードを抜き、少し待って再度電源を接続します）を行ってください
※再起動完了まで数分かかります
- ② ハブ、ルータ、無線機器の再起動を行ってください
※方法は各機器の取扱説明書をご確認ください
- ③ パソコンの再起動を行ってください

【キャッチネクストインターネットサービス】

- ① D-ONUの再起動（電源コードを抜き、少し待って再度電源を接続します）を行ってください
※再起動完了まで数分かかります
- ② ハブ・ルータ、無線機器の再起動を行ってください
※方法は各機器の取扱説明書をご確認ください
- ③ パソコンの再起動を行ってください

【再起動を行っても症状が改善されない場合】

各機器の再起動を行っても症状が改善されない場合は、キャッチまでご連絡ください。

【キャッチネクストテレビサービス、キャッチネクストBテレビサービス】

1. サービス概要のご確認

□概要のご確認について

- キャッチネクストテレビサービスは、「BSパススルー」に対応しています。これにより、お客様ご所有のBSデジタルチューナーを内蔵した受信機（一部受信機では、地上デジタル放送のみ対応の場合があります）で、BSデジタル放送を視聴することが可能です。
- キャッチネクストテレビサービスでは、「地デジ+BSパススルーコース」と「録画付き地デジ+BSパススルーコース」をご用意しています。「地デジ+BSパススルーコース」はキャッチネクストインターネットサービスとケーブルプラス電話またはケーブルラインをあわせたトリプル契約でのご利用が条件となります。「録画付き地デジ+BSパススルーコース」はキャッチネクストインターネットサービスとあわせたダブル契約以上でのご利用が条件となります。
- NHK衛星契約受信料がお得になる、「NHK団体一括支払い」もお申込みにより、ご利用いただくことができます。※お申込みは、キャッチカスタマーセンターまでお問い合わせください。
- キャッチが制作するコミュニティ番組も、地デジ11ch「KATCHチャンネル11」、地デジ12ch「KATCHチャンネル」で放送し、これまで以上に地域情報をお楽しみいただけます。
- 使用開始から1年以上経過したリモコンの交換は有償となります。
- デジタルホームターミナルのソフトウェアバージョンアップを目的として、当社からダウンロード信号が流れる場合があります。

※「パススルー®」はマスプロ電工株式会社の登録商標です

2. サービス内容と利用料金のご確認

□サービス内容と利用料金について、説明がありましたか？

■キャッチネクストテレビサービス・キャッチネクストBテレビサービス

コース名（略称）	利用料金	備考
ハッピーコース（HHコース）	4,500円/月 （税込4,950円/月）	2台目以降：2,400円/台/月 （税込2,640円/台/月）
フルデジタルコース（DHコース）	3,700円/月 （税込4,070円/月）	2台目以降：1,600円/台/月 （税込1,760円/台/月）
劇スポコース（GHコース）	3,700円/月 （税込4,070円/月）	2台目以降：1,600円/台/月 （税込1,760円/台/月）
ハッピー+4Kスポーツ	4,700円/月 （税込5,170円/月）	2台目以降：2,600円/台/月 （税込2,860円/台/月）
劇スポ+4Kスポーツ	3,900円/月 （税込4,290円/月）	2台目以降：1,800円/台/月 （税込1,980円/台/月）
フルデジタル+4Kスポーツ	3,900円/月 （税込4,290円/月）	2台目以降：1,800円/台/月 （税込1,980円/台/月）
セレクトコース ・音楽/アニメ（EAコース） ・ドラマ（EBコース） ・映画/ドキュメンタリー（ECコース）	2,500円/月 （税込2,750円/月）	2台目以降：900円/台/月 （税込990円/台/月）
録画付き地デジ+BSパススルー（RXコース） （キャッチネクストのみ）	1,429円/月 （税込1,571円/月）	テレビ+インターネットのダブル契約限定プランです。単体契約はできません。
地デジ+BSパススルー（XXコース） （キャッチネクストのみ）	429円/月 （税込471円/月）	トリプル契約限定プランです 単体契約はできません。
施設利用サービス（ZXコース）	800円/月 （税込880円/月）	電波障害エリアの方のみのご提供

※+4Kスポーツのご視聴には、4K対応ターミナルが必要です。

※地デジ+BSパススルーコース、録画付き地デジ+BSパススルーコースは導入済み集合住宅では提供できません。

※地デジ+BSパススルー及び施設利用サービスには、番組ガイド誌の配布はございません。

※施設利用サービスから他のサービスに移行後、施設利用サービスへ戻ることとはできません。

※複数台デジタルホームターミナルをご利用の場合は、利用料金の価格が最も高いコースを1台目の利用コースとし、利用料金を設定します。

※利用料金には、NHK料金（カラー契約受信料、衛星契約受信料）は含まれておりません。

※上記コースは個人向けサービスとなります。法人、又はそれに準ずる契約をご希望される方についてはキャッチまでお問い合わせください。

3. オプションサービスのご確認

オプションチャンネルについて、説明がありましたか？

■ オプションチャンネルについて

オプションチャンネル詳細は、当社総合パンフレット、ホームページをご確認ください。

キャッチホームページ：<http://www.katch.co.jp>

■ オプションチャンネル注意事項

- ・キャッチネクストテレビサービスの地デジ+BSパススルーコースでは、BSオプションのみお申込みいただけます。
- ・BSオプションは、デジタルホームターミナルもしくはBSパススルー方式でご視聴・お申込みいただけます。
- ・CSオプションは、デジタルホームターミナル経由でご視聴いただけます。
- ・デジタルホームターミナル及びBSパススルー受信機1台ごとの料金となります。
- ・オプションチャンネルは、月単位でのお申込みとなります。なお、月末までに視聴停止のお申し出が無い場合は、翌月に自動継続となります。
- ・オプションチャンネルは、別申込書が必要なチャンネルを除き、お電話によるお申込みや停止ができます。（電話による受付時間は、午前9：00～午後6：00までとなります）
- ・成人向け番組のお申込みは、青少年保護の観点から18歳以上であることを条件とし、当社指定の書面「はがき」による申込方法とさせていただきます。また、ご視聴に際しては、「視聴年齢制限（ペアレンタルロック）の設定」をお願いします。（設定方法はお使いのデジタルホームターミナルによって異なりますので、お手元の取扱説明書をご参照ください）
- ・WOWOWは、お客様と株式会社WOWOWとの直接契約が必要です。WOWOWへ直接お申込みください。WOWOWカスタマーセンター：0120-800-912（9時～21時 年中無休）
WOWOWホームページ：<http://www.wowow.co.jp/>

デジタルホームターミナル以外でのオプションチャンネル視聴について、説明がありましたか？

■ BSスターチャンネルは、お客様所有のTVや録画機器付属のB-CASカードでも視聴することが可能です。（月額：2,300円（税込2,530円））

※お申込みはキャッチまで、お客様ご所有のB-CASカード番号（20ケタ）をお知らせください。

■ WOWOWは、お客様所有のTVや録画機器付属のB-CASカードでも視聴することが可能です。（月額：2,300円（税込2,530円））

※別途WOWOWの申込書が必要となります。お客様ご自身で直接WOWOWへお申込みください。

機器オプションについて、説明がありましたか？

■ 機器オプション一覧

機器オプション名	利用料金（1台あたり）
ケーブルプラスSTB2	800円/月（税込 880円/月）
楽録2T	800円/月（税込 880円/月）
楽録ブルーレイ2T	2,000円/月（税込2,200円/月）

■ 注意事項

- ・機器オプションのお申込みは、録画機能付デジタルホームターミナルでのご提供となるため、ハッピーコース（HHコース）、フルデジタルコース（DHコース）、劇スポコース（GH）、スタンダードコース（SHコース）、エントリーコース（EHコース）、セレクトコース（EA・EB・ECコース）のみで可能となります。
- ・録画機能付デジタルホームターミナルを使用する機器オプションには、6ヶ月間の最低利用期間を設定しています。最低利用期間満了前に機器オプションの解除、もしくはテレビサービスをご解約された場合は、最低利用期間残月数×機器オプション利用料金を違約金としてお支払いいただきます。なお、機器オプションのみを変更（ケーブルプラスSTBから楽録シリーズへの変更、楽録シリーズからケーブルプラスSTBへの変更、楽録シリーズ間の変更等）する場合は、最低利用期間満了前でも違約金は発生しませんが、変更後改めて6ヶ月間の最低利用期間が設定されます。（例 楽録を3ヶ月利用後、楽録ブルーレイ1Tに変更した場合、楽録ブルーレイ1Tで6ヶ月の最低利用期間が設定されます）

- ・録画機能付デジタルホームターミナルの不具合、お客様による毀損、設定間違い等の原因による録画の失敗や内容の消失等の損害については、その原因の如何を問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・録画機能付デジタルホームターミナルを修理・交換（機器オプション変更を含む）する場合は、記録・設定している内容が消去されることについて、お客様はご同意いただいているものとし、当社は一切その責任を負わないものとします。録画した内容の保存を希望される場合は、お客様ご自身でご用意の機器・媒体へ移動や複製をお願いします。なお、外部機器との接続や設定、ご利用方法については、当社ではサポートいたしかねますので、予めご了承ください。
- ・お客様の過失により録画機能付デジタルホームターミナルを破損された場合は、修理費用をご請求いたします。（【15. 貸出機器の未返却、紛失、破損について】参照）

キャッチ緊急地震速報サービスについて、説明がありましたか？

- キャッチ緊急地震速報サービスは、テレビサービスのオプションサービスとなります。
- お申込み時初期費用として、5,000円/台（税込5,500円/台）。月額利用料金として、500円/台（税込550円/台）が必要です。

4. 地上デジタル・BSデジタル視聴チャンネルのご確認

地上デジタルで視聴いただけるチャンネルについて

■地上デジタルチャンネル一覧

地上デジタル		
【1ch】東海テレビ	【2ch】NHK Eテレ	【3ch】NHK総合
【4ch】中京テレビ	【5ch】CBCテレビ	【6ch】メ〜テレ
【7ch】三重テレビ	【111ch/112ch】 KATCHチャンネル11	【121ch/122ch】 KATCHチャンネル
【10ch】テレビ愛知		

BSデジタルで視聴いただけるチャンネルについて

■BSデジタルチャンネル一覧

BSデジタル		
【101ch】NHK BS1	【103ch】NHK BSプレミアム	【141ch】BS 日テレ
【151ch】BS 朝日	【161ch】BS-TBS	【171ch】BS テレ東
【181ch】BS フジ	【211ch】BS11	【222ch】トゥエルビ
【232ch】 放送大学 BSキャンパスon	【531ch】 放送大学 BSキャンパスex	

5. コース変更・機器追加のご確認

コース変更・機器追加について

【コース変更時に機器交換が必要な場合】

- ・標準画質タイプからハイビジョン対応タイプへの変更や、ケーブルプラスSTB・ケーブルプラスSTB2・楽録・楽録1T・楽録2T・楽録ブルーレイ・楽録ブルーレイ1T等を開始または停止される場合、機器交換が必要となります。当社工事代理店がお客様宅を訪問し、機器交換及び視聴確認等を実施いたします。機器交換に際し、機器交換費用（6,000円（税込6,600円））が必要となります。また、ご自宅のテレビ設備改修等が必要な場合は、別途費用がかかる場合がございます。
- ・機器交換が必要となるコース変更の場合、機器交換工事翌日から月末までの日割りで新コースのご利用料金を算出し、ご請求します。コース変更前のご利用料金については、機器交換工事翌日から月末までの日割り金額を精算し、預かり金としてご利用料金から相殺させていただきます。
- ・キャッチネクストテレビサービスで、ハッピーコース（HHコース）、フルデジタルコース（DHコース）、劇スポコース（GHコース）、スタンダードコース（SHコース）、セレクトコース（EA・EB・ECコース）、録画付き地デジ+BSパススルーコースから地デジ+BSパススルーコース（XXコース）へ変更する場合、変更時の工事費（6,000円（税込6,600円））が別途必要です。

【コース変更時に機器交換が不要な場合】

- ・機器交換不要のコース変更に関しては、コース変更手数料は無料です。この場合のコース変更は、月単位での変更となります。毎月月末18時までの受付で翌月1日午前0時以降にキャッチからの視聴制御信号を受信することによりコースが切替ります。コース変更に伴い新たにご視聴可能となるCSチャンネルをご覧いただくためには、大変お手数ですが下記手順を行っていただくようお願いいたします。

【機器追加の場合】

- ・当社工事代理店がお客様宅を訪問し、機器設置及び視聴確認等を実施いたします。機器設置に際し、機器設置費用（6,000円（税込6,600円））が必要となります。また、ご自宅のテレビ設備改修等が必要な場合は、別途費用がかかる場合がございます。
- ・追加月につきましては、工事完了翌日から月末までの日割りにてご利用料金をいただきます。

<CSチャンネルの視聴操作>

- ①デジタルホームターミナルリモコンの【放送切替】ボタンを押し、CSデジタル放送（本体表示：CAまたはCA2）を選択します。もしくは、デジタルホームターミナルリモコンの【CATV】ボタンを押してください。
- ②新たにご視聴可能となるCSチャンネルに番号をあわせて、15分～30分程度お待ちください。
※TV画面表示「視聴条件により、このチャンネルはご覧いただけません・・・」等のメッセージが表示されますが、そのまましばらくお待ちください。
- ③キャッチからの制御信号を受信すると番組が表示されます。映像・音声は正常に出ていることをご確認ください。
※30分以上お待ちいただいても映らない、または映像・音声の状態に問題がある場合は、お手数をおかけいたしますが、キャッチカスタマーセンターまでご連絡願います。

6. 機器交換のご確認

□機器交換について

- 機器オプション（ケーブルプラスSTB、楽録シリーズ）の変更をする場合、機器交換が必要となります。当社工事代理店がお客様宅を訪問し、機器交換及び視聴確認等を実施いたします。機器交換に際し、機器交換費用（6,000円（税込6,600円））が必要となります。また、ご自宅のテレビ設備改修等が必要な場合は、別途費用がかかる場合がございます。

7. 課金開始のご確認

□課金について

- 加入月につきましては、工事完了翌日から月末までの日割りにてご利用料金をいただきます。
- オプションサービスは、サービス開始日の当月から月額料金満額が発生します。（日割りはありません）

8. リモコン交換のご確認

□リモコン交換について

- リモコン交換につきましてはキャッチまでご連絡下さい。

■リモコン価格一覧

リモコンの種類	来社時の価格	郵送時の価格（送料込）
・デジタルホームターミナル	2,315円/個 （税込2,546円/個）	2,791円/個 （税込3,070円/個）
・楽録/楽録1T /楽録2T ・楽録ブルーレイ/楽録ブルーレイ1T ・ケーブルプラスSTB/ケーブルプラスSTB2	3,241円/個 （税込3,565円/個）	3,718円/個 （税込4,089円/個）

9. 故障かな？と思ったら

□テレビが映らない場合は下記をご確認ください

- 電源が切れていないか、配線が抜けていないかをご確認ください
 - ・ブースター（増幅器）、V-ONUの電源部（PS）のスイッチ（電源）は入っていますか？
または、コンセントが抜けていませんか？
 - ・壁のテレビ端子、テレビ裏、デジタルホームターミナル等の配線が抜けていませんか？
- デジタルホームターミナルのリセットをお試しください
 - ・デジタルホームターミナルのリセットボタンを押して機器をリセットしてください。
（各デジタルホームターミナルの取扱説明書をご確認ください）
※楽録ブルーレイ用機器は、本体の電源ボタン3秒以上長押しするとリセットされます
 - ・リセット後数秒間お待ちいただいた後、改めて電源を入れ直してください。
- 症状が改善されないときは、キャッチまでご連絡ください

【ケーブルプラス電話】

1. サービス概要のご確認

□概要のご確認について

ケーブルプラス電話は、株式会社キャッチネットワークとKDDI株式会社が提携し、提供しているサービスです。本サービスは、当社が定める地域に限り提供します。なお、提供地域内でも設備の都合上ご加入いただけない場合がございます。ケーブルプラス電話定額あんしんパックは、ケーブルプラス電話に電話オプション5点(発信者番号表示、割込通話、割込番号表示、番号通知リクエスト、着信転送)、かけ放題(※1)、あんしん系附帯サービス(※2)をセットにして提供いたします。

■ご注意事項

- 一部の通話サービスがご利用いただけません。詳細は別紙、『「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)』をご確認ください。
- 停電時はご利用になれません。停電時は、携帯電話、PHSまたは、お近くの公衆電話をご利用ください。
- NTT加入電話と同様に、FAX通信、モデム通信は、お客様の宅内環境、通信機器の設定レベル、通信機器同士の相性、回線状況の影響を受けることがあり、その正常通信は保証しておりません。
- オフトーク通信、ノーリング通信サービス(電気/ガス/水道等遠隔検針制御)、信号監視通信サービス(ホームセキュリティ等)は、ご利用いただけなくなります。これらのサービスをご利用中、もしくは利用しているかご不明な場合は、お客様ご自身で提供元(ガス会社、警備会社等)へご連絡ください。ご利用の如何に関わらず、料金が発生する場合があります。
- 通話明細の発行は有料となります
- 電話帳の配布は有料となります。ご購入はタウンページセンターへご連絡ください。
- 電話帳への掲載は、NTT-BJが発行するハローページおよびタウンページへの掲載となり、掲載者名は、ケーブルプラス電話ご契約者名となります。(掲載希望の場合のみ)

2. 工事について

□電話用端末機(EMTA/HGW)の設置について

ケーブルプラス電話お申込みに伴い、電話用端末機を設置いたします。複数の電話回線をご利用のお客様で、複数回線のケーブルプラス電話をご利用いただく場合は、電話回線数に応じ電話用端末機を複数設置する必要があります。

3. ご利用料金のご確認

□利用料金について

■月額基本料金

ケーブルプラス電話1回線の月額基本料金は「1,330円/月(税込1,463円/月)」となります。ケーブルプラス電話定額あんしんパックの月額基本料金は「2,300円/月(税込2,530円/月)」となります。
※月額基本料金のほかに、通話料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料が必要です
※ケーブルプラス電話開通月については、日割りにて月額基本料金をいただきます

■複数回線割引「光TEL複数回線割」について

同一家屋、同一契約かつ1引込でキャッチネクストインターネットサービスに加え、ケーブルプラス電話を2回線以上ご契約いただいた場合、ケーブルプラス電話2回線目以降1回線毎に300円/月【税込330円/月】を割引します。

(最大4回線のご契約で3回線分の割引)

全てのサービスを月初1日から同月末日まで継続してご利用いただくことが適用条件となります。月途中のご契約(利用開始・ポータビリティ完了)やご解約・他社への逆ポータビリティの場合、日割り料金となり当割引は適用除外となります。

(利用開始・終了日は当社の機器設置・撤去工事日とは同一とならない場合があります)

※キャッチネクストBサービスではご利用いただけません

■NTT休止工事費について

NTT加入電話、INSネット64(ライトプランを除く)から、番号ポータビリティしてケーブルプラス電話にご加入いただく場合、NTT休止工事費がNTTよりお客様へ請求されます。

4. 手数料について

□登録手数料の発生について

- ケーブルプラス電話加入者がケーブルプラス電話定額あんしんパックに加入する場合、1回線あたり登録手数料3,000円(税込3,300円)が必要となります。

5. 電話番号ポータビリティのご確認

□電話番号ポータビリティについて

- NTT加入電話からケーブルプラス電話へ切替の場合は、NTT西日本の電話回線は解約または休止していただくこととなります。番号ポータビリティをご利用の場合は、KDDIが手続きを代行いたします。(お客様からNTTへ、解約、休止手続きをお申込みいただく必要はありません)
- NTT加入電話の番号を継続されない(できない)場合は、お客様ご自身でNTT西日本に解約、または休止の手続きを行っていただく必要がございます。(当社およびKDDIでは代行いたしません)
- 電話番号ポータビリティ時、現在ご契約いただいている電話会社より、解約、休止に関する費用(工事費など)が発生する場合があります。詳しくは現在ご契約いただいている電話会社までお問い合わせください。
※参考：NTT休止の場合、NTT休止工事費(2,000円(税込2,200円))がNTT西日本より請求されます
- 現在お使いの電話番号がポータビリティできない場合がございます。
 - ・ポータビリティできない主な例
 - ①NTT西日本以外で割り当てられた電話番号の場合(NTT以外で発番取得した電話番号)
 - ②NTT西日本の「ひかり電話」で新規に発番取得した電話番号
 - ③移転(引越し)などにより、利用場所を変更する場合(可能な場合もございます)
 - ④ご利用予定の電話番号契約を解除、休止等の理由により、すでに電話番号が消失している場合

6. 新たに電話番号を取得する場合のご確認

□新たに電話番号を取得してケーブルプラス電話をご契約いただく場合

KDDIより新しい電話番号を提供いたします。(電話番号は選べません)

7. auケータイとの連携(割引)について

□auケータイをご契約・ご利用中ではありませんか?

auケータイを現在ご契約・ご利用中の場合、下記のようなお得な割引サービスがございます。是非この機会にあわせてお申込み・ご利用ください。また、これからauケータイをご契約・ご検討いただけるお客様につきましては、当社からauショップをご紹介しますので、お気軽にお問い合わせください。

□auケータイセット割/auまとめトークについて

ケーブルプラス電話ご契約の連絡先電話番号にauケータイをご登録いただき(ご申告・お申込みが必要です)、ケーブルプラス電話とご登録auケータイの契約者名もしくは登録住所が同じ場合に適用されます。その他詳細は当社までお問い合わせください。

□auスマートバリューについて

キャッチインターネットサービスの対象コース(HFC5M、10M、20Mコースを除くすべて)とケーブルプラス電話または、ハッピーコース・劇スポコース・フルデジタルコースのいずれかのテレビサービスを同時にご利用いただき、auスマートフォンを所定の契約条件でご利用中の場合、auへお申込みいただくことで割引が適用となります。適用条件の詳細、お申込み方法はauまでお問い合わせください。(当社からauショップのご案内は可能ですのでお問い合わせください)

□au→自宅セット割について

割引は、auケータイご契約で登録されている「ご契約者の自宅電話番号(ケーブルプラス電話)」への通話が対象となります。「請求書送付先電話番号」、「勤務先電話番号」への通話は割引対象となりません。auケータイからご自宅への通話のみが対象となりますので、ご注意ください。詳しくはauまでお問い合わせください。

8. オプションサービスのご確認

□オプションサービスについて

ケーブルプラス電話では、便利なオプションサービスをご用意しております。お申込みはご加入時のお申込書類への記入もしくはお客様専用ページから設定をお願いします。(KDDIから届くご利用ガイドをご参照ください)

- キャッチネクストBサービスからキャッチネクストサービスへ移行する際のオプションサービスについて
キャッチネクストBケーブルプラス電話からキャッチネクストケーブルプラス電話への移行時には、現在利用中のオプションサービスは自動的に引継がれません。キャッチネクストケーブルプラス電話開通後に改めてお申込みいただく必要がございます。

※お申込みの時期によっては引継がれるオプションもございます。キャッチネクストケーブルプラス電話開通後に、お客様専用ページでオプションの設定状況をご確認の上、追加設定をお願いします。ご確認・設定方法はKDD Iより届きますご利用ガイドをご参照ください。

■ケーブルプラス電話オプションサービス一覧

サービス名	月額利用料金	引継ぎ可否
割込通話	300円(税込330円)	引継ぎ※5
発信番号表示※1	400円(税込440円)	引継ぎ※5
番号通知リクエスト	200円(税込220円)	引継ぎ※5
割込番号表示※1	100円(税込110円)	引継ぎ※5
迷惑電話撃退(2021年12月10日新規受付終了)	700円(税込770円)	新規申込必要
迷惑電話自動ブロック	300円(税込330円)	新規申込必要
着信転送※2	500円(税込550円)	新規申込必要
通話明細書送付	100円(税込110円)	新規申込必要
auケータイセット割※3	-	新規申込必要
104番号案内	無料	引継ぎ※5
発信者番号通知有無	無料	引継ぎ※5
タウンページ掲載+104番号案内※4	無料	新規申込必要

※1：それぞれに対応した機器及び設定が必要です

※2：無条件転送、話中転送、スケジュール転送の利用ができます。NTTのボイスワープとは機能が異なります

※3：auスマートバリューを申込み(適用)されている場合は、非適用となります

※4：タウンページの掲載は、原則として法人名でのご契約の場合のみとなります。

※5：オプションサービスの引継ぎは、お申込みの時期により引継ぎできない場合があります。お手数ですが、キャッチネクストBからキャッチネクストへの引継が完了した後で、お客様専用ページから受付状況をご確認いただくようお願いいたします

9. 契約内容の変更・確認

□契約内容の変更・確認について

ケーブルプラス電話をご利用のお客様は、KDD I提供のお客様専用ページでご契約やご請求に関する照会・各種変更が可能です。

(ご契約内容の確認、通話明細の確認、オプションサービスの申込/解約、オプションサービスの設定内容変更、お客様専用ページ設定変更(パスワード変更等)が可能です)

【ご利用方法】

キャッチホームページにあるリンクからKDD Iお客様専用ページへアクセスしてください。

※ログインには、別途KDD Iからお送りしている「お申込み受付完了および開通手続き開始のご案内」に記載されたIDとパスワードが必要です

キャッチホームページ：<http://www.katch.co.jp>

10. 故障かな?と思ったら

□ケーブルプラス電話が繋がらない場合は下記をご確認ください

■電源プラグ・コード、ケーブルが繋がっていますか?

電話用端末機(EMTA/HGW)、電話機の電源プラグやコード、ケーブルが緩んでいたり、抜けかかったりしていないか確認してください

■電話端末機(EMTA/HGW)のリセットをお試してください

電話端末機(EMTA/HGW)の電源プラグをコンセントから抜き、15秒ほどしましたら再度コンセントに差し込んでください。(リセットには数分かかります)同様に、電話機の電源プラグをコンセントから抜き、再度コンセントに差し込んでください。

■症状が改善されないときは、キャッチまでご連絡ください

【ケーブルライン】

1. ケーブルラインサービス概要

□概要のご確認について

- ・株式会社キャッチネットワーク(以下キャッチネットワーク)とソフトバンク株式会社(以下ソフトバンク)が提携して提供するIP電話サービスです。
- ・サービス提供範囲はキャッチネットワークのサービス提供範囲に準じます。
- ・市内電話・市外電話・国際電話・IP電話(一部プロバイダ提供IP電話サービスを除く)、または携帯電話・PHSへの通話をご利用いただけるサービスです。
- ・当社が指定する端末機器が必要になります。※当社が指定する端末機器以外でのご利用は禁じており、「ケーブルライン」のご利用については一切保証いたしません。
- ・「ソフトバンクのIP電話サービス契約約款」に基づきサービス提供されます。
<https://tm.softbank.jp/help/terms/pdf/ipdenwa.pdf>
- ・通話明細はWEB上よりご確認ください。<http://webmeisai.jp/catv/>
- ・ご利用料金はソフトバンクが設定する通話料金と月額基本料金を合わせて、キャッチネットワークからご請求させていただきます。お支払い方法、お支払い時期についてはキャッチネットワークまでお問い合わせください。

2. お申込みにあたっての注意事項

□ケーブルラインで提供できないサービスなど

- ・停電中は「ケーブルライン」をご利用できませんので、ご注意ください。
- ・次の緊急特番への発信が可能です。110番(警察)、118番(海上保安)、119番(消防)
- ・これらの緊急特番へ発信した場合、回線毎非通知設定であってもお客様の住所・氏名・電話番号を当該機関へ通知します。「184」を付加して緊急特番へ発信した場合は、当社は緊急通報受理機関にお客様の住所・氏名・電話番号を通知しませんが、当該機関が人の生命等に差し迫った危険があると判断した場合は当該機関からの照会に応じる場合があります。※「ご利用場所」は、最寄りの緊急通報受理機関を特定し、且つ緊急通報受理機関(110番、118番、119番)への通知情報になります。万が一、「ご利用場所」に誤りがある場合は、緊急車両到着の遅れ等、不都合が生じる可能性がありますので、必ず「申込書」の宛先に記載されたご住所をご確認ください。
- ・次の3桁特番サービスを提供しています。104番(番号案内)、115番(ほっと電報)、117番(時報)、171番(災害用伝言ダイヤル)、177番(天気予報)、184番(発信者番号非通知)、186番(発信者番号通知)、188番(消費者ホットライン)、189番(児童相談所全国共通ダイヤル)
- ・以下の着信課金サービスへの発信が可能です。
ソフトバンク株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、楽天コミュニケーションズ株式会社、アルテリア・ネットワークス株式会社の提供する着信課金サービス(0120・0800のみ)
- ・以下への発信はできません。
※100番、106番、107番、108番、113番、114番、116番などのNTT西日本が独自に提供するサービス
※当社以外の事業者識別番号(0077等)で始まるサービス。当社以外の事業者識別番号をダイヤルした場合でも「ケーブルライン」の通話となり、「ケーブルライン」の通話料金が適用されます(着信課金サービス等を除く)。
※分割課金サービス(0570の一部)、OCNアクセスポイント(0035)、(0990)等の他社サービス。「0570」で始まる番号は、衛星放送(CS放送、BS放送の双方向サービスなど)や有料オンラインサービス(通信カラオケサービス、公営競技の在宅投票システムなど)等で利用されている場合があります。詳細につきましては、ご利用の各サービス提供会社へお問い合わせください。
- ・マイラインおよびマイラインプラスはご利用いただけません。また、122番(固定優先接続解除)のダイヤル有無に関わらず、「ケーブルライン」の通話となり、「ケーブルライン」の通話料金が適用されます。
- ・お申し込みをされた電話番号が、当社および他社の定額料金サービスをご利用されている場合、サービス提供会社から定額料金のみを請求されるおそれがあります。これらサービスの継続利用を希望されない場合には、「ケーブルライン」のお申し込みとは別に、当社および他社の定額料金サービスの解約手続きをお願いいたします。
- ・国際不取扱センターを通じて国際電話の発信・着信を規制されている回線(電話番号)でお申し込みをされた場合、「ケーブルライン」へのご加入後に国際電話の発信・着信規制が一旦解除されることがございます。引き続き国際電話の発信・着信を規制される場合には、再度国際不取扱センターへのお申し込みが必要です。

・ソフトバンクの中継電話サービスをご利用中のお客様が「ケーブルライン」にお申し込みの場合、申し込まれた回線の当社中継電話サービス、回線単位割引サービス（局番割引スーパー等）については解約となり既存の割引サービスは適用されません。ただし、次のサービスについては「ケーブルライン」のお申し込みと同時に自動的に継続いたしますので引き続きご利用いただけます。（かんたんダイヤル/クレジットコール/コレクトコール/コレクトコールS/国際クレジットコール）

3. NTTからの切換え、番号ポータビリティについて

□電話番号ポータビリティについて

・「ケーブルライン」をお申し込みの際、それまで利用していたNTT回線は利用休止または解除する必要があります。NTT加入電話等からの切替の場合は、当社が代行してNTT加入電話等の解除または休止のお手続きをさせていただきます。解除された場合は、NTT加入電話等への再加入時に、施設設置負担金等が必要となります。また、受け付けした「ケーブルライン」に係るNTT回線情報等がNTT名義人名等の情報と一致しているかについて、ソフトバンクが代行してNTT西日本に確認を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

・「一般番号ポータビリティ」サービスにより、現在ご利用中の電話番号を引き続きご利用いただけます（一部地域ではご利用いただけません）。また、新規に電話番号を取得する場合は、当社から新たに電話番号を付与させていただきます。

・「一般番号ポータビリティ」サービスはご利用にあたり、以下の提供条件があります。

※番号ポータビリティ提供対象交換機に割り当てられた電話番号であること。

※NTT西日本が契約者に提供する一般加入電話（電話サービス）および、ISDN（総合デジタル通信サービス）である、またはあったこと。

※NTT西日本が定める電話種類が公衆電話、臨時電話、支店代行電話以外の電話種類であること。

※現在利用者が使用している電話番号であること。

・お客様が利用休止等するNTT西日本の電話サービス等において、利用されているNTT西日本の付加機能等（その電話サービスに重畳しているDSLサービスに係わるDSL等接続専用サービスを含む。）は全て廃止させていただきます。

・お客様が利用休止等するNTT西日本の電話サービス等において、以下のNTT西日本以外の契約会社のサービス等を利用されている場合、利用休止等の工事日までにお客様自らサービス等の契約会社等に対して、当該サービスの継続利用の可否をご確認していただき、必要に応じて廃止手続き等を実施していただきます。

①検針（電気・ガス・水道）、②オフトーク通信サービス（情報提供会社・地方自治体等）、③セキュリティサービス（警備会社）、④重畳型DSLサービス、⑤フリーダイヤル等

・お客様が利用休止等するNTT西日本の電話サービス等が、NTT西日本の通信機器端末等のリース料金・割賦代金の課金先電話番号となっている場合、利用休止等の工事日までにお客様自らNTTファイナンス㈱（連絡先：0120-866-612）へ連絡していただき、お支払い方法を変更していただきます。

・お客様が利用休止等するNTT西日本の電話サービス等において、以下のサービス等を利用されている場合は、NTT西日本は以下のとおり取り扱います。お客様がその他の取り扱いをご希望する場合は、お客様自ら工事日までNTT東日本・NTT西日本の116番に連絡していただき、その旨をお申し出ください。

※NTT西日本のレンタル電話機等を利用している場合通信機器端末をNTT西日本よりレンタルにてご利用している場合は、返却もしくは買取のお手続きが必要となりますのでお客様自らNTT西日本の116番へご連絡ください。当社からNTT西日本に本回線の利用休止等について代行して申し込み手続きを行います。それまでにお客様からご連絡がない場合は、NTT西日本から当社に対し、お客様からNTT西日本の116番へ連絡が必要な旨、通知する場合があります。

※NTT西日本の通信機器端末の定額保守料金の課金先電話番号となっている場合、お客様には定額保守を継続利用していただきます。定額保守料は、NTT西日本から発行する電話料金の請求書とは別の請求書にて毎年お支払いください。

※NTT西日本の「フレッツ」サービス等料金の課金先電話番号となっている場合NTT西日本から発行する電話料金の請求書とは別の請求書にて毎月お支払いください。

※お客様が利用休止等するNTT西日本の電話サービス等において、代表番号サービス・ダイヤルインサービス・iナンバーサービスを利用されている場合、代表番号サービス等に関連する電話番号の当該サービスを全て廃止させていただきます。

・番号ポータビリティ等お申し込みの円滑な実施等のため、NTT西日本から当社に対し、NTT西日本の電話サービス等に関する契約者情報（以下、当社のサービスの利用者に係わる本人性確認結果、質権の設定または差押えの有無に係わるものに限る。）を提供する場合があります。

4. ケーブルライン ご利用開始の流れ(概要)

□ご利用開始までの手続き等

- ①お申し込み：お客様から、キャッチネットワークへお申し込み
- ②サービスご提供の準備：お申し込みいただいた内容に基づきソフトバンクにて「ケーブルライン」ご提供の準備
- ③「ケーブルライン」専用機器の設置：キャッチネットワークより「ケーブルライン」専用端末機器をお客様宅内に設置
- ④ご利用開始：キャッチネットワークからのご案内により「ケーブルライン」ご利用開始
- ⑤WEB明細ログインID、パスワード受け取り：通話明細をWEBでご確認いただける、WEB明細ログインIDとパスワードをご契約者ご住所宛てに送付します。

5. ケーブルラインサービス料金についてのご説明

□ケーブルラインの料金のご案内

①初期費用／解約時の工事費(一時金)

費用発生時期	費用項目	料金(1回線毎)	申込
開通	回線新設(*)	3,000円(税込3,300円)	○
	回線工事費	15,000円(税込16,500円)	

*NTT東日本・NTT西日本の一般加入電話サービスもしくはINSネットで利用していた電話番号を継続して「ケーブルライン」でご利用いただく場合、NTT回線も利用休止に係わる工事費（基本工事費1,000円（税込1,100円）／工事＋交換機等工事費1,000円（税込1,100円）／回線）が、それぞれNTT東日本・NTT西日本からお客様宛てに請求されます。

②基本料金

ケーブルライン月額基本料金	料金(1回線毎)	申込
ケーブルライン基本料金	1,290円(税込1,419円)	○

③付加サービス料金

サービス名	サービス内容	月額料金	工事費	申込
番号表示サービス	かけてきた相手の電話番号（通知できない場合はその理由）が電話機のディスプレイに表示されるサービス ※ナンバーディスプレイ対応の電話機/FAX機が必要です。	400円 (税込440円)	無料	
番号通知リクエストサービス	電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に対し、通信設備上で「メッセージ」にて応答し、着信を規制するサービス ※ご利用には番号表示サービスのお申し込みが必要です。	200円 (税込220円)	無料	
キャッチ電話サービス	通話中に他の人から電話がかかってきた際、割込音でお知らせします。電話機のフックボタンを操作することにより通話中の相手を一時的に保留してから、後からかかってきた相手と通話するサービス	300円 (税込330円)	無料	
着信お断りサービス	迷惑電話を受けた直後、お客様に電話機から登録操作を行っていただくことにより、以後、同じ電話番号からかかってきた場合に着信を規制するサービス	600円 (税込660円)	無料	
着信転送サービス	無条件転送：かかってきた電話を契約者があらかじめ指定した電話番号に転送するサービス	500円 (税込550円)	無料	

付加サービスパック①	上記、5つの付加サービス全てが利用できるサービスパック	900円 (税込990円)	無料	
付加サービスパック②	「キャッチ電話サービス」、「着信お断りサービス」、「着信転送サービス」の3つの付加サービスが利用できるサービスパック	630円 (税込693円)	無料	
付加サービスパック③	「着信転送サービス」以外の4つの付加サービスが利用できるサービスパック	800円 (税込880円)	無料	
付加サービスパック④	「キャッチ電話サービス」、「着信お断りサービス」の2つの付加サービスが利用できるサービスパック	530円 (税込583円)	無料	
ホワイトコール24	ケーブルラインからソフトバンク携帯電話への国内通話料が24時間無料となるサービスです。	無料	無料	

※着信転送サービスは無条件転送のみとなっています。

※お客様ご自身で行われる機能設定操作（カスタマコントロール機能、リモートコントロール機能）については一部利用できない機能があります。

※ホワイトコール24のお申し込み、提供条件のご確認は、別紙お申込書をご確認ください。

④国内通話料金(距離に関係なく全国一律)

通話先	通話料金(税込)
「ケーブルライン」「ひかりdeトークS」 「NURO 光 電話」「BBフォン」「BBフォン(M)」 「BBフォン光」「ホワイト光電話」	無料(終日) ※通話先がBBフォン、BBフォン(M)の場合、050番号への発信が無料通話となります。
国内一般電話	8.789円/3分(終日)
携帯電話*	27.5円/1分(8時～23時)、22円/1分(23時～8時)
PHS	接続毎11円 + 11円/1分(終日)
国内I P 電話(050)	8.789円/3分(終日)

*ホワイトコール24をお申し込みの場合、ソフトバンク携帯電話宛は24時間無料となります。ホワイトコール24は別途お申し込みが必要です。

*ホワイトコール24と着信転送サービス(付加サービスパック1および2を含む)と併用した場合、転送先にソフトバンク携帯電話をご指定いただいても転送にかかる通話料は通常通り発生しますのでご注意ください。

⑤国際通話料金(例)

通話先	通話料金(免税)
アメリカ(本土、ハワイ、アラスカ)	7.99円/3分
中国(香港を除く)	32円/1分
韓国	31円/1分

※その他、通話先に関しては、http://tm.softbank.jp/consumer/cableline/price_overseas/にてご確認ください。

⑥その他料金について

その他サービス	サービス内容と料金(税込)
ユニバーサルサービス料	1電話番号あたり3.3円/月(2021年7月時点) ※1電話番号当たりの負担額(番号単価)は、ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会によって、料金の見直しが行われるため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金に変更される場合があります。ユニバーサルサービス料に関する詳細、最新情報は以下URLをご確認ください。 https://tm.softbank.jp/consumer/info/universal/ ※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
電話リレーサービス料	1電話番号あたり7.7円/年度 (2021年7月～2022年1月まで1.1円/月) ※電話リレーサービス料のご請求について詳しくは以下URLをご確認ください。 https://www.softbank.jp/biz/info/telephonerelay/ ※電話リレーサービス料は年に1回料金の見直しが行われているため、お支払いいただく料金に変更される場合があります。最新の情報は上記URLよりご確認ください。 ※電話リレーサービス料は、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、電話リレーサービス支援機関(一般社団法人電気通信事業者協会)から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

電話帳掲載料（＊）	お客様のご希望により、NTTにて発行される「タウンページ」および「ハローページ」にお客様の電話番号を掲載することができます。 お申し込みいただいた電話番号の電話帳掲載、104番号案内情報については、NTT東日本・NTT西日本以外の番号案内事業者、電話帳発行事業者にもNTT東日本・NTT西日本より提供されています。（一部、NTT以外の電話帳発行事業者から発行される電話帳に掲載されない場合があります。）
	1掲載 無料 2掲載以上 重複掲載料 [電話帳発行毎（通常1年毎）1掲載につき550円] ※重複掲載料は同じ電話帳に複数のお名前を掲載する場合や、お客様の電話番号地域以外の電話帳に掲載する場合などに発生します。

★「ケーブルライン基本料金」、「付加サービス月額料金」は暦月単位のご請求で、電話の開通工事が完了した翌月利用分から請求させていただきます。解約の場合は電話が解約された月の利用分まで請求させていただきます。なお利用料金の日割り計算はいたしません。

6. ソフトバンク携帯電話との連携（割引）について

ソフトバンクの携帯電話をご契約・ご利用中ではありませんか？

ソフトバンクの携帯電話を現在ご契約・ご利用中の場合、下記のようなお得な割引サービスがございます。是非この機会にあわせてお申込み・ご利用ください。また、これからソフトバンク携帯電話をご契約・ご検討いただけるお客様につきましては、当社からソフトバンクショップをご紹介いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

ホワイトコール24について

ケーブルラインとソフトバンク携帯間の国内通話料が24時間無料となるサービスです。ソフトバンク携帯から日本全国のケーブルライン、BBフォンへの通話も無料になります。その他詳細は当社までお問い合わせください。

おうち割 光セットについて

ケーブルラインとソフトバンク携帯等を所定の契約条件でご利用の場合に、ソフトバンクのポケット定額料を割引するサービスです。お申込みはソフトバンクショップでの受付となります。適用条件の詳細、お申込み方法はソフトバンクまでお問い合わせください。（キャッチネットワークからソフトバンクショップのご案内は可能ですのでお問い合わせください）

7. 契約内容の変更・確認

契約内容の変更・確認について

ケーブルラインをご利用のお客様は、ソフトバンク提供の「ケーブルラインweb明細」でのご契約やご請求に関する照会が可能です。

8. 故障かな？と思ったら

ケーブルラインが繋がらない場合は下記をご確認ください

■電源プラグ・コード、ケーブルが繋がっていますか？

電話用端末機（WMTA）、電話機の電源プラグやコード、ケーブルが緩んでいたり、抜けかかったりしていないか確認してください

■電話端末機（WMTA）のリセットをお試しください

電話端末機（WMTA）の電源プラグをコンセントから抜き、15秒ほどしましたら再度コンセントに差し込んでください。（リセットには数分かかります）同様に、電話機の電源プラグをコンセントから抜き、再度コンセントに差し込んでください。

■症状が改善されないときは、キャッチまでご連絡ください

約款抜粋

放送サービス契約約款(抜粋)

2022年7月1日より、以下の通り改定いたします。

- (加入者の単位)
- 加入契約は引込設備1回線ごとに締結するものとします。
 - 2 引込設備 1 回線により複数世帯、複数企業が加入する場合には、原則として各世帯、又は各企業ごとに加入契約を締結するものとします。
- (加入契約の成立)
- 加入契約は原則として、加入申込者が所定の加入申込書を会社又は代理店に提出した日に成立するものとします。ただし、会社が審査し本条 2 項に該当する場合は契約を承諾しない場合があります。なお、加入契約の申込に際し、放送サービスの提供を HFC 施設または光施設のいずれによるかの判断は会社が行うものとします。
 - 2 会社は、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。
 - (1) 加入申込について、引込設備及び宅内設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難な場合。
 - (2) 加入申込について、引込設備の設置又は、保守することが著しく高額な場合。
 - (3) 加入申込者が放送サービスの料金又は工事費、登録料の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (4) STVBまたはC+STBを設置する放送サービスの利用に当たり、以下に同意いただけない場合。
 - ・ KDDI株式会社が定める「au ID 利用規約」
 - ・ 別記(第14条関係)の提携事業者が定める規約等
 - (5) (反社会勢力の排除) 第3項その他放送サービスに関する会社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
- (B-CAS カードの取扱いについて)
- デジタル放送用 IC カード(以下「B-CAS カード」という。)に関する取扱いについては、B-CAS 社の「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
- (放送サービスの種類)
- 当社が定めるサービスにおけるチャンネルの組み合わせは変更され、またはこれらに含まれているチャンネルが終了する場合があります。かかる場合、会社はその責任を負いません。
- (デジタルペイチャンネルの利用)
- 加入者はデジタルペイチャンネルを利用せずに、デジタルペイチャンネルのみを利用することはできません。
 - 2 デジタルペイチャンネルは、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として利用することができるものと、月末までに特に申し出の無い場合には自動継続するものとします。
- (緊急地震速報サービスの利用)
- 加入者はデジタルペイチャンネル、施設利用サービス若しくは地デジ・BS パスルーサービスを利用せずに、緊急地震速報サービスのみを利用することはできません。(ただし法人向け緊急地震速報サービスはこの限りではありません)
 - 2 緊急地震速報サービスは、(放送サービスの休止)に定める休止の取扱いはいたしません。
 - 3 本サービスの利用にあたっては、本約款並びに別に定める利用規約を遵守いただきます。
- (放送内容の変更等)
- 会社は、次の場合、放送内容を予告無しに変更することがあります。
 - (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
 - (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。
- (放送サービス利用の休止)
- 加入者は、1ヶ月以上の増設、転動等やむをえない事由が発生した場合、事前に会社へ届けて放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位として1回につき12ヶ月を限度とします。なお、12ヶ月を越える場合の取扱いについて並びに休止事由については、加入者と会社がその都度協議し会社が認めた場合に限り、その場合、会社は貸与した機器を休止期間中回収するものとします。
 - 2 デジタルペイチャンネルの休止期間中、施設利用サービスのみをご利用する場合は、会社が認めた場合に限り会社の幹線利用料として 400 円/月(税込 440 円/月)を加入者が負担するものとします。ただし、施設利用サービスの加入者はこの限りではありません。
 - 3 加入者は、提携事業者が提供するSTVBまたはC+STB向けコンテンツサービスについて、本条に定める放送サービスの休止以前に加入者がSTVBまたはC+STBのリモコンを用い、受信機の画面上にて解約申込を行うものとします。なお、STVBまたはC+STBの利用開始と同時に自動的に提供されるコンテンツサービスについてはこの限りではありません。
- (放送サービスの中断)
- 会社は、次の場合には放送サービスの提供を中断することがあります。
 - (1) 有線テレビジョン放送施設及び引込設備の保守又は工事上やむをえない場合。
 - (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
 - 2 会社は、放送サービスの提供を中断するときは、あらかじめそのことを加入者に通知します。但し、非常事態又は緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。
- (放送サービスの停止)
- 会社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、会社の定める期間デジタルペイチャンネル、デジタルペイチャンネル、緊急地震速報サービス、施設利用サービス、地デジ・BS パスルーサービス若しくはその全てを中止することができます。但し、第1号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。
 - (1) 加入契約金(施設設置負担金)、利用料金、工事費、登録料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合。
 - (2) (放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。
 - 2 会社は、前項の規定及び、放送サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を加入者に連絡します。
- (デジタルホームターミナル)
- 会社は、加入者に対し、デジタル放送サービスを提供する受信機 1 台ごとにデジタルホームターミナル(リモートコントローラは除く)を1台ずつ貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとします。ただし施設利用サービスもしくは地デジ・BS パスルーサービスを除きます。
- (録画機能付デジタルホームターミナル)
- 会社は、加入者に対し、デジタル放送サービスを提供する受信機 1 台ごとに録画機能付デジタルホームターミナル(リモートコントローラは除く)を1台ずつ貸与するものとし、その使用料は基本利用料金の付加料金とします。
 - 2 会社は、録画機能付デジタルホームターミナルの不具合、毀損、紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害については、原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。
 - 3 加入者は、録画機能付デジタルホームターミナルの不具合、故障に備えて、録画・編集したデータを他の媒体に移動又は複製するものとし、会社はその責任を負わないものとします。
 - 4 会社は、録画機能付デジタルホームターミナルの修理、交換する場合、録画機能付デジタルホームターミナルを回収します。その際、利用者は、録画・編集したデータについての一切の権利を放棄するものとし、会社はその補償を行わないものとします。
- (C-CAS カード)
- 会社は、C-CAS カードを必要とするデジタルホームターミナル、録画機能付デジタルホームターミナル、STVBまたはC+STBを利用する加入者へ、C-CAS カードを貸与するものとします。また、会社は必要に応じて、加入者にC-CAS カードの交換及び返却を請求できるものとします。
 - 2 C-CAS カードは会社に帰属し、会社の手配による以外のデータ追加、変更、改変を禁止し、それが行われたことによる会社及び第3者に及ぼされた損害及び利益損失については、加入者が賠償するものとします。
 - 3 加入者が故意または過失によりC-CAS カードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を会社に支払うものとします。
- (緊急地震速報専用端末)
- 会社は、加入者に対し、緊急地震速報サービスを提供することに緊急地震速報専用端末を1

- 台ずつ貸与するものとします。
 - 2 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
 - 3 加入者は、取扱説明書等に記載されている方法により、緊急地震速報専用端末の正常動作の確認を定期的に行うものとします。
 - 4 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分、また、紛失および修理不能による場合は、別に定める機器損害金を適用し、それぞれ会社に支払うものとします。
 - 5 加入者は、会社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業、動作テスト等の実施に同意し、協力するものとします。
 - 6 外部音声出力端子及び外部機器制御端子付の緊急地震速報専用端末については、その端子以降に接続される配線及び機器については加入者の負担で設置及び維持するものとします。
- (引込設備、宅内設備の設置工事)
- 会社は、引込設備の設置工事(以下「引込工事または標準工事」といいます)及び必要に応じて自営社の建柱、地下埋設等の特殊工事を行うものとし、加入者は、宅内設備を自己負担で設置(以下「宅内工事」といいます)し所有するものとします。なお、加入者は別表記載の引込工事費または標準工事費および宅内工事費をご負担いただきます。
 - 2 前項にかかわらず、共同住宅などの共同利用施設により放送サービスの提供を受けている加入者の負担する工事費については、別途協議するものとします。
 - 3 宅内工事は、原則として申込を取り次いだ代理店または、会社指定の業者で実施していただきます。また、宅内工事は会社の指定する工法及び使用機器によるものとします。
 - 4 加入者は、会社に無断で宅内設備の改変、補修、増設及び機器などを接続する工事はできません。
 - 5 加入者は、宅内設備の維持管理を行うものとし、会社は、有線テレビジョン放送施設及び引込設備の維持管理を行うものとします。
 - 6 緊急地震速報サービスに係る緊急地震速報専用端末の設置については、本条に準じるものとします。
- (引込設備、宅内設備の故障等)
- 加入者は、放送サービスが受信できなくなったときは、会社または申込を取り次いだ代理店に点検の請求をしていただきます。
 - 2 点検の結果、有線テレビジョン放送施設、引込設備、会社が貸与する機器、C-CAS カードに故障がある場合には、会社が会社の負担でその故障機器を修理します。会社が貸与する機器以外の宅内設備及び受信機に故障がある場合には、加入者がその負担で故障機器を修理していただきます。
 - 3 前項第1項から第2項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により有線テレビジョン放送施設、引込設備、会社が貸与する機器、C-CAS カードが滅失、破損した場合には、その設備の復元、修理等に要する費用は加入者の負担となります。
- (設置場所の無償使用等)
- 会社は、引込設備及び自営社等の特殊設備の設置に関し、加入者が所有又は占有する敷地、及び構築物等を加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとします。なお、引込設備およびデジタルホームターミナル等の使用に係る電気は加入者が用意するものとし、その電気料金および消耗品は加入者が負担するものとします。
 - 2 加入者は、会社及び会社の指定する者が、引込設備、特殊設備の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行うに、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
 - 3 加入者は、前1項から2項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。
- (加入契約料金(施設設置負担金))
- 加入者は、加入契約1件あたり別表記載の加入契約料金(施設設置負担金)をお支払いいただきます。ただし光施設によるものについては、本条は適用除外とします。
 - 2 会社は、加入促進を行うため、別表の加入契約料金(施設設置負担金)を割引くことがあります。
 - 3 家屋に對し予め加入契約料金(施設設置負担金)が付帯されている場合は不要となります。
 - 4 引込設備、宅内設備済み賃貸共同住宅の共同利用施設であって一時加入契約料金を選択される場合は別表記載の一時加入契約料金をお支払いいただきます。
- (登録料)
- 加入者は、デジタル放送サービスの利用に際し、別表に定められた登録料をデジタルホームターミナル、録画機能付デジタルホームターミナル、STVBまたはC+STB1台ごとに支払うものとします。
- (利用料金)
- 加入者は、放送サービスの利用に際し、別表に定められた利用料金を会社が貸与した機器1台ごとに支払うものとします。
 - 2 放送サービスに基づくNHKの放送受信料は加入契約料金(施設設置負担金)、登録料及び利用料金の中には含まれませんので、加入者は別途NHKと受信契約を結び放送受信料を支払わなければなりません。
 - 3 株式会社 WOWOW の有料放送サービス視聴料金は、加入契約料金(施設設置負担金)、登録料及び利用料金の中には含まれませんので、株式会社 WOWOW 有料放送サービスの受信を希望する加入者は株式会社 WOWOW と所定の受信契約を締結していただくことになります。
 - 4 会社は別表の利用料金をその後の社会情勢の変化あるいは提供するサービス内容拡充等により、改定することがあります。その場合、事前に加入者にお知らせします。
- (利用料金の減免)
- 会社が(引込設備、宅内設備の故障等)の事由により(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスを1日から末日までの1ヶ月間継続して10日以上行わなかった場合には、その月の利用料金は無料とします。なお、(提携事業者が提供するSTVBまたはC+STB向けコンテンツサービスの利用)に定めるコンテンツサービスは、提携事業者が定める規約により本条の規定に関わらず利用料金の支払いを要します。
 - 2 (放送サービス利用の休止)に基づき、放送サービスの休止をした場合、基本利用料金については休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間、ペイチャンネル利用料金については休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月まで無料とします。
 - 3 加入者が身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者、聴覚障害者、または障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の障害等級1級または2級に該当する重度の身体不自由者で、住民基本台帳にある家族のいずれかが該当する場合、会社が貸与する機器を受信機に設置して利用する1台目の基本利用料金は別表に定める料金となります。なお、本項に定める減免条件が消滅した場合、加入者は速やかに当社に届け出るものとします。
 - 4 会社が別に提供するキャッチインターネットサービスにおいて5Mbpsコースを除くケーブルインターネットサービス、F1Mbpsコース、F10Mbpsコース、F5Mbpsコース、F100Mbpsコース、F100Mbps(L)コース、F300Mbps(L)コース、F1Gbps(L)コースおよびF300Mbpsコースを除くケーブルインターネットサービスを放送サービスと同時に利用した場合、1台目の基本利用料金については別表記載の割引が適用となります。ただし施設利用サービスについてはこの限りではありません。
 - 5 KDDI 株式会社より会社を介して提供するケーブルプラス電話サービスを同時に利用した場合、1台目の基本利用料金若しくは施設利用サービスについては別表記載の割引が適用となります。ただし光施設については、施設利用サービスを除き、本項のみ適用はいたしません。
 - 6 放送サービスの利用に対し(利用料金の減免)4項と(利用料金の減免)5項とも該当する場合は(利用料金の減免)4項と(利用料金の減免)5項の割引がそれぞれ適用されます。
 - 7 法人向け緊急地震速報サービスについて、本条4項より6項は適用除外となります。
 - 8 会社が別に提供するキャッチインターネットサービスにおいてケーブルインターネットサービスとソフトバンク株式会社より会社を介して提供するケーブルインターネットサービスを放送サービスと同時に利用した場合、(利用料金の減免)4項は適用されず別表記載の割引が適用となります。ただし、施設利用サービスおよび光共聴施設によるデジタル放送サービスについてはこの限りではありません。
- (利用料金の計算)
- 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた日から支払うものとし、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割計算によりお支払いいただきます。

放送サービス契約約款(抜粋)

- 2 ベイチャンネル利用料金及び緊急地震速報サービス利用料金は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間が1 ヶ月に満たない場合であっても、1 ヶ月分をお支払いいただきます。
 - 3 コンテンツサービス利用料金は、1 日から末日までの1 ヶ月を単位として計算し、利用期間が1 ヶ月に満たない場合であっても、1 ヶ月分をお支払いいただきます。
なお、加入者がコンテンツを利用するときは、STVB または C+STB のリモコンを用い、受信機の画面上にて利用申込をします。なお、理由の如何を問わず、当該申込を撤回し、又は取り消すことはできないものとします。また、コンテンツの利用を申し込んだ時刻から起算して、会社が別に定める期間が満了する時刻まで限り、何度でも当該コンテンツを利用することができますものとします。
 - 4 加入者が、(au ID の提供) で提供された「au ID」を利用し、STVB または C+STB の操作により各種コンテンツ等の規約に同意し購入したコンテンツ等の債権の一部(物販系コンテンツ等)に関する債権を除く。は、会社が KDDI 株式会社から au かんたん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、会社の債権としてお支払いいただきます。
- (利用料金等の請求及び支払)
- 会社は、加入契約締結時に加入契約料金(施設設置負担金)、手続きに関する手数料、登録料を請求するものとし、利用料金(ベイチャンネル利用料金及び緊急地震速報サービス利用料金、コンテンツサービス利用料金を含む)については、当月分を翌月に請求するものとします。
- 2 会社は、加入者が加入契約料金(施設設置負担金)、手続きに関する手数料、工事費、登録料、(延滞金) に定める延滞金その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して請求します。
 - 3 利用料金その他の支払については、会社と加入者の合意の上、金融機関の自動振替、自動払込もしくはクレジットカードによるものとし、会社は請求書を発行しないものとします。また、利用料金その他の金融機関の自動振替、自動払込、クレジットカードによる支払について、領収書は発行しないものとします。
- (延滞金)
- 加入者は、加入契約料金(施設設置負担金)、利用料金、工事費、登録料その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利 14.5%の延滞金を会社に支払うものとします。
- (放送サービスの上映及び頒布の禁止)
- 会社は、加入契約の有効期間中にもおよびその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者が会社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。
- (不正利用の禁止)
- 加入者は、会社が貸与する機器(デジタルホームターミナル、録画機能付デジタルホームターミナル、STVB または C+STB) に接続しサービスの提供を受けることのできる受信機は貸与する機器台数までとします。
- (1) 加入者は、会社が承諾した設置場所以外の場所で会社が貸与する機器を接続してサービスの提供を受けることはできません。
 - (2) 会社は、加入者が前 1 項又は 2 項に違反した場合、違反した台数に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。
- (禁止事項)
- 会社から貸与されている機器において加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。
- 2 会社は、加入者が直接又は間接を問わず、会社が貸与する機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。
 - 3 会社は、加入者が第 1 項又は第 2 項に違反したと認められた場合、本契約を解除し会社が貸与する機器の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10 日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過して会社が貸与する機器の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。
- (損害賠償)
- 会社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 前項にかかわらず会社は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、天災による引込設備の破損に伴う家屋等への損害、宅内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様とします。
 - 3 会社は、(会社が提供するSTVBまたはC+STB向けコンテンツサービスの利用)に定めるコンテンツサービスを提供すべき場合において、会社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコンテンツサービスが利用できない状態にあることを会社が認知した時刻から起算して 10 日間以上提供しなかったときは、そのことを会社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について 24 時間毎に日数を計算し、その加入者に発生した損害とみなし、その額(基本利用料金)に限って賠償いたします。この場合において、会社の故意または重大な過失によりコンテンツサービスの提供をしなかったときは、本項の規定は適用しません。
 - 4 前項にかかわらず会社は、STVBまたはC+STBの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害(第 14 条 1 項の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。)、及びSTVBまたはC+STBを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
- (解約)
- 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 30 日以前に会社に届け出るものとします。
- 2 加入者は、放送法第 150 条の 3 で定める初期契約解除制度に基づき、会社に対して初期契約解除を申し出ることができます。この場合、申し出日より前に工事が完了している場合、会社は別記載の利用料金、手続きに関する手数料、工事費を除き加入者へ請求できないものとします。
- (解除)
- 会社は、(放送サービスの停止)の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が高その事実を解消しない場合、その他本契約約款に違反したと認められる場合には、加入者に通知催告なしに加入契約を解除することができるものとします。
- 2 加入者は前項により、加入解除となった場合、会社の施設及び会社が貸与する機器の撤去に同意するものと且つ会社が撤去のため敷地内へ立入ることを承諾するものとします。
 - 3 会社は、会社または加入者の責めに帰すべき理由により、放送サービスの提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で放送サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。
 - 4 共同住宅、集合住宅等の共聴施設により放送サービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。
 - 5 会社は加入契約を解除した場合、加入者が別途支払った NHK の放送受信料、株式会社 WOWOW の視聴料金等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあるため、会社は責任を負わないものとします。
- (契約終了時の処置)
- 会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、会社が貸与する機器を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物、アンテナ設備などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、引込設備、会社が貸与した機器の撤去に要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。
- 2 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を加入契約の終了の日を支払うものとします。
 - 3 加入者は、提携事業者が提供するSTVBまたはC+STB向けコンテンツサービスについて、本条に定める放送サービスの解約又は解除以前に加入者がSTVBまたはC+STBのリモコンを用い、受信機の画面上にて解約申込を行うものとします。なお、STVBまたはC+STBの利用開始と同時に自動的に提供されるコンテンツサービスについてはこの限りではありません。
- (加入契約料金(施設設置負担金)等の返還)

- 会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合は、原則として加入契約料金(施設設置負担金)は返還しないものとします。
- 3 加入契約が解約になった場合において、既に支払われた基本利用料金に過払い金がある場合には、これを払戻します。この場合は、別表に定める基本利用料金前納金を支払った加入者の未経過期間に対し、払戻する過払い金は、前納金から経過期間に対する月額による基本利用料金(経過期間が6ヶ月以上である場合は、該当6ヶ月分について6ヶ月分前納金を支払ったもの)とみなして算出した金額とします。)を差引いた残金とします。
- (個人情報)
- 会社は、加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律および会社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 会社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - (3) 個々の加入者に有益と思われる会社のサービスまたは会社の業務提携先の商品、サービスの情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお加入者は会社が別途定める方法で届け出ることによりこの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - (4) 加入者から個人情報の取扱いに関する同意を求めのために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - (6) 加入者の解約日より1年間を限度として、前 5 号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (7) 加入者の視聴、録画したチャンネル日時および番組内容(以下「視聴履歴」といいます)、STVBまたはC+STBの使用状況並びに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、設備の保守及び新規サービスの開発を行うこと。
 - (8) 加入者の視聴履歴、C+STBの使用状況並びに操作に関する記録を利用し、利用者の嗜好にあった情報の提供および勧奨するため。「視聴履歴等の取得と利用について」は別に定める。
 - (9) STVBまたはC+STBの障害及び停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。
 - (10) 加入者がダウンロードしたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。またそのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。
 - (11) その他加入者から得た同意の範囲内で利用すること。
 - 3 会社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先、提携事業者、特定事業者及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に預託することができるものとします。
 - 4 会社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示しないものとします。
 - 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律第 23 条(第三者提供の制限)に該当する場合、会社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 6 会社は、加入者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工した(以下「統計資料」といいます。))を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 7 会社は、加入者から会社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。
- (統計情報の取扱い)
- 会社は、加入者が放送サービスおよび関連サービスを利用することによって得られる全ての情報を管理します。
- 2 前項に定める情報(個人を特定できる情報は含まれません)は、会社が統計・集計等を行い、会社の営業・プロモーション活動に活用することがあります。
 - 3 会社は、加入者の本サービス利用に関する視聴率等の統計情報(個人を特定できる情報は含まれません)を作成することができます。なお、当該統計情報およびこれらに基づく情報は会社に帰属し、加入者は如何なる権利も持たないものとします。
- (協定事項)
- 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、会社と加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。
- クレジットカード支払いに関する特約
- ① 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
 - ② 加入者は、加入者から会社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、会社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で会社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
 - ③ 加入者は、会社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく会社にその旨を連絡するものとします。
 - ④ 会社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、会社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。
- *ご注意
- ①(利用料金の減免) 4 項についてはデジタル放送サービスとキャッチインターネットサービスが、同一暦月において 1 日から末日までの 1 ヶ月の単位で同時利用された場合に適用するものとし、日割計算は行いません。なお割引については、基本利用料金から毎月割引くものとし、キャッチインターネットサービスを解除、解約、休止などによりサービスが停止された場合は適用されないものとします。
 - ②(利用料金の減免) 5 項についてはデジタル放送サービス若しくは施設利用サービスと KDDI 株式会社より会社を介して提供するケーブルプラス電話サービスが、同一暦月において 1 日から末日までの 1 ヶ月の単位で同時利用された場合に適用するものとし、日割計算は行いません。なお割引については、基本利用料金から毎月割引くものとし、ケーブルプラス電話サービスを解除、解約などによりサービスが停止された場合は適用されないものとします。
 - ③(利用料金の減免) 6 項についてはデジタル放送サービスとキャッチインターネットサービスおよび KDDI 株式会社より会社を介して提供するケーブルプラス電話サービスが、同一暦月において 1 日から末日までの 1 ヶ月の単位で同時利用された場合に適用するものとし、日割計算は行いません。なお割引については、基本利用料金から毎月割引くものとし、ケーブルプラス電話サービスを解除、解約などによりサービスが停止された場合は適用されないものとします。
 - ④基本利用料金には、ベイチャンネル利用料金、NHK 地上契約受信料、NHK 衛星契約受信料、株式会社 WOWOW の料金は含まれておりません。
 - ⑤(利用料金の減免) 3 項に該当する加入者は身体障害者手帳のコピーの提出が必要となります。
 - ⑥同一敷地内でデジタルホームターミナルを複数同時に利用する場合の基本利用料金の請求については、1. デジタル放送サービスの複数コースが混在する場合は、別表で記載された利用料金の一番高いコースを 1 台目の基本利用料金として請求し 2 台目以降の基本利用料金については、それぞれ定められた 2 台目以降の基本利用料金を請求するものとします。
 - ⑦引込工事費または標準工事費、宅内工事費(基準工事)、登録料については会社所定の別途料金とします。
 - ⑧自管柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を伴う引込工事または標準工事および宅内工事費

放送サービス契約約款(抜粋)

における固定料金範囲外(基準工事外)の工事費などについては追加費用が必要となります。

⑨引込線の変更、会社が貸与する機器の設置場所の変更、家屋の移設、増改築、休止および再開工事、解約、解除、撤去等に要する別途会社が定める費用は加入者の負担となります。その場合の引込工事または標準工事、宅内工事及び特殊工事の費用負担並びに工事の分担は(引込設備、宅内設備の設置工事)によるものとします。

(1) 加入者

⑩録画機能付デジタルホームターミナルは、設置した日より最低6ヶ月間利用していただきます。最低利用期間内に解約もしくは、録画機能付デジタルホームターミナルを使用しない他のコースへ変更があった場合、解除料として、解約日もしくはコース変更日の属する月と、その翌月から当該最低利用期間満了日の属する月の未経過分に対し、案録500円/月(税込550円/月)、案録1T600円/月(税込660円/月)、案録2T800円/月(税込880円/月)、案録ブルーレイ2,000円/月(税込2,200円/月)を乗じた金額をお支払いいただきます。

⑪STVBは、キャッチインターネットサービスのうちネクストインターネットを同時利用する場合のみ提供いたします。またSTVBは設置した日より最低6か月間利用していただきます。最低利用期間内に解約もしくは、STVBを使用しない他のコースへ変更があった場合、解除料として、解約日もしくはコース変更日の属する月と、その翌月から当該最低利用期間満了日の属する月の未経過分に対し、1,560円/月(税込1,716円/月)を乗じた金額をお支払いいただきます。

⑫加入者は、最低視聴年齢を定めて提供されるチャンネルサービス(以下「最低視聴年齢制限サービス」といいます)の視聴を申込する場合においては、18歳以上である加入者が当社の定める視聴申込書類を当社に提出しなければ当該視聴契約は成立しません。

⑬消費税相当額は、1円未満切り捨てで計算します。なお、税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。また、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合は、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算するものとします。

2 加入者は、最低視聴年齢制限サービスを視聴する場合においては、加入者の同一世帯における最低視聴年齢に満たない者の年齢および暗証番号を事前にデジタルホームターミナルに登録し、視聴すること事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。

3 加入者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない者に知られないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定する本サービスを利用したこと起因する不利益については、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(経過措置) 施設利用サービスにあっては地上アナログ波電波障害対策世帯に対してのみ提供できるものとし、平成25年7月31日までの間、利用料金を徴収しないものとします。

(反社会勢力の排除)

加入者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等

(6) 社会運動等標ぼうゴロ

(7) 特殊知能暴力集団等

(8) 前各号の共生者

(9) その他前各号に準ずる者

2 加入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて会社の信用を毀損し、業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、放送サービスを締結すること、または継続することが不適切であると会社が認める場合、会社は責任等を負うことなく、加入者の申込みを承諾しないこと、または催告なしに放送サービスの契約を解除することができるものとします。

(1) 加入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(2) 加入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき

(3) 加入者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

(4) 加入者が前3号に関する必要な調査等に応じないとき、または当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

(本契約約款は抜粋であり、全文を閲覧されたい方は、キャッチホームページまたは当社窓口をご覧ください。)

Net契約約款 (抜粋)

2022年7月1日より、以下の通り改定いたします。

(申込の承諾)

- 当社は、キャッチインターネット申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾するものとします。ただし、当社が審査し次項の規定に定める内容に該当する場合は、申込を承諾しない場合があります。
- 当社は、次の場合には、キャッチインターネット申込を承諾しないことがあります。
 - キャッチインターネット契約者回線にあっては、それを設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - キャッチインターネット申込みをした者がキャッチインターネットサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (反社会勢力の排除)その他、当社の業務の遂行上支障があるとき。

(最低利用期間)

- 当社が提供するサービスについては、最低利用期間があります。
- 前項の最低利用期間は、契約者回線の提供を開始した日から起算して2ヶ月間とします。
 - 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

- 契約者は、当社が別に定めるところによりサービスの品目の変更の請求をすることができます。
- 当社は、前項の請求があったときは、(申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

- 契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。
- 当社は、前項の請求があったときは、(申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の利用休止)

- 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線(利用開始後30日以上経過したものに限り)を、以下この条において同じとします。)の利用休止(休止再開を条件に、契約者回線を撤去すること。以下同じとします。)を行います。
- 契約者回線の利用休止期間(当該契約者回線を利用できないようにした日から、利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします)は、30日を超えるものとし、1年を限度とします。なお、1年を超える場合の利用休止の取り扱いについては、当社が認めた場合に限ります。
- 利用休止期間または前項の最長期間が満了したとき、利用休止は終了し、本サービスの提供が再開されます。なお、正当な理由が認められる場合を除き、再開後1年以内に再度の利用休止はできません。
- 当社は、契約者回線の利用を休止している契約者から再利用の請求があった場合には、(申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者が行う契約の解除)

- 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ取扱所に書面により通知していただきます。
- 前項による契約の解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解除)

- 当社は、次の場合には、その契約者回線に係る契約を解除することができます。
 - (利用休止)第1項の規定により利用停止された契約者回線について、契約者がなおその事実を解消しないとき。
 - その契約者回線が(申込の承諾)第2項第3号の規定に該当することとなったとき。
 - 電力・電話の無電柱化等、当社、契約者いずれの責めに帰すべからざる理由により当社電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービスの継続ができないとき。
- 当社は、契約者が(利用休止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないでその契約者回線に係る契約を解除することができます。
- 当社は、前2項の規定によりその契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことをお知らせします。
- 第1項による契約の解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(施設の所有区分)

- 当社及び契約者の施設所有区分は次の通りとします。
- 取扱所交換設備から保安器出力端子、若しくは成端箱までの施設は、当社の施設とします。
 - 接続機器を除き、保安器出力端子、若しくは成端箱以降の施設は契約者の施設とします。また、契約者は設置の際の使用機器、工法について、当社の指示に従っていただきます。
 - 集合住宅等の共同引込の場合は、接続機器を除き、契約者施設室内のテレビ端子以降を契約者の施設とします。なお、契約者施設室内のテレビ端子以前の施設については、別途締結する集合住宅等導入に関する契約によります。

(接続機器の提供等)

- 当社は、当社接続機器を、原則として、契約者が指定する場所に設置します。
- 契約者は、接続機器の交換は請求できません。ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。
- 契約者は、契約の解除があったときは、接続機器を当社に返還していただきます。

(当社の電気通信回線の接続)

- 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を取扱所に提出していただきます。
- 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その接続する電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により当社が承諾しない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(利用中止)

- 当社は、次の場合には、サービスの利用を中止することができます。
 - 当社電気通信設備の保守上又は工事業上やむを得ないとき。
 - (サービスの利用の制限)の規定により、サービスの利用を中止するとき。
- 当社は、前項の規定によりサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。(注)本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。
 - 当社ホームページへの掲載
 - 電子メール若しくは郵便による通知

(利用停止)

- 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、3ヶ月以内で当社が定める期間(サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったサービスの料金、工事に関する費用又は増増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのサービスの利用を停止することができます。
 - 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (利用に係る契約者の義務)又は(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
- 当社は、前項の規定により、サービスの利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、利用停止する日及び期間を契約者にお知らせします。

(サービスの利用の制限)

- 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 当社は、サービスの運用及び品質の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することができます。
- 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、キャッチインターネット契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
- 当社は、前項の措置に伴い必要限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

(料金及び工事に関する費用)

- 当社が提供するサービスの料金、手続きに関する料金は、料金表に定めるところによります。
- 当社が提供するサービスの工事に関する費用は、工事費とし、別に定めるところによります。

(利用料金の減免)

- KDDI株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスを同時に利用した場合、別表記載の定額利用料から別表記載の割引を致します。但し、キャッチインターネットサービス契約のうち、ネクストインターネットについては光共聴施設を除き本条は適用されないものとします。また1のキャッチインターネットサービス契約のうちケーブルインターネットおよび光共聴施設におけるネクストインターネットに対し、当社が提供する放送サービスも同時に利用した場合は適用となりません。
- 1のキャッチインターネットサービス契約のうちネクストインターネットに対し、KDDI株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスの契約を複数締結する場合、別表記載の定額利用料から別表記載の割引を致します。

(料金の支払義務)

- 契約者は、その契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した翌日又は付加機能の提供を開始した日(接続機器の提供についてはその提供を開始した日)から起算して契約の解除(接続機器についてはその廃止があった日)又は付加機能の契約の解除があった日までの期間(提供を開始した日と解除等があった日と同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。
- 前項の期間において、利用の一時中断等によりサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。
 - 利用の一時中断をしたとき。
 - 利用停止があったとき。
 - 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めにやらない理由により、そのサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限り)に対応するサービス(サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限り)についての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのサービス(そのサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限り)についての料金
3 契約者回線の移転又は接続機器の移転に伴って、サービスを利用できなかった期間が生じたとき(契約者の都合によりサービスを利用できなかった場合であって、その契約者回線等を保留したときを除きます。)	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのサービス(そのサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限り)についての料金

(手続きに関する料金の支払義務)

- 契約者は、サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(付加機能に関する料金の支払義務)

- 契約者は、サービスに係る付加機能の提供の申込みを行い、その承諾を受けたときは、料金表に規定する付加機能に関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

- 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担して頂きます。この場合において、負担を要する額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

Net契約約款(抜粋)

(料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表に定めるところによります。

(割増金)

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(契約者の切分責任)

契約者は自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理の請求をさせていただきます。2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者による派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(責任の制限)

当社は、サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障を生じ、全く利用できない状態と同じ程度の状態を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。2 前項の場合において、当社は、サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間((料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのサービスに係る料金額(そのサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。3 当社の故意又は重大な過失によりサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。(注)本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表の規定に準じて取り扱います。

(免責)

当社は、サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した契約者にお知らせします。ただし、この約款に特段の規定がある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないことを守っていただきます。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は損じたときは、当社が指定する日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。3 別途定めるキャッチインターネットサービス利用規約を遵守いただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の人に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。(1) 契約者は、前条の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対しての責任を負っていただきます。(2) 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その電気通信設備を使用する者の使用によるものについて、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(契約者回線の設置場所の提供等)

当社は、当社電気通信設備を設置する為に必要最小限の範囲において、契約者が所有、もしくは占有する敷地、家屋、構造物等を無償で使用させていただきます。2 契約者は、契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内においては、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。3 契約者は、契約の締結について賃貸借人その他利害関係人がある場合、事前に必要な承諾を得るものとし、契約に関し責任を負っていただきます。

(契約者からの電気の提供)

当社が契約に基づき設置する接続機器に必要な電気は、契約者から提供していただきます。また当社が契約に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は契約者に提供していただきます。

(通信の秘密)

当社は、電気通信事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。2 刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的な処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

(個人情報)

当社は、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。2 当社は、個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- 1 サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守・サポート対応等を含みます)
 - 2 サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
 - 3 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービスの情報や、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお契約者は当社が別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - 4 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - 5 サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - 6 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - 7 STVBまたはC+STBの使用状況並びに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、設備の保守及び新規サービスの開発を行うこと。
 - 8 C+STBの使用状況並びに操作に関する記録を利用し、利用者の嗜好にあった情報の提供および勧誘するため、「視聴履歴等の取得と利用について」は別に定める。
 - 9 STVBまたはC+STBの障害及び停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。
 - 10 契約者がSTVBまたはC+STBにダウンロードしたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。またそのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。
 - 11 その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
- 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
- 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律第23条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
- 6 当社は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したものを(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規サービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
- 7 当社は、契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別途定める手数料を徴収できるものとします。

(反社会勢力の排除)

- 加入者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 1 暴力団
 - 2 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 3 暴力団準構成員
 - 4 暴力団関係企業
 - 5 総会屋等
 - 6 社会運動等標ぼうゴロ
 - 7 特殊知能暴力集団等
 - 8 前各号の共生者
 - 9 その他前各号に準ずる者
- 2 加入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求
 - 3 取引に関して、脅迫的な言動を、または暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて会社の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準ずる行為
- 3 次の各号のいずれかに該当し、放送サービスを締結すること、または継続することが不適切であると当社が認める場合、または責任を負うことなく、加入者の申込みを承諾しないこと、または催告なしに放送サービスの契約を解除することができるものとします。
- 1 加入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - 2 加入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - 3 加入者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - 4 加入者が前3号に関する必要な調査等に応じないとき、または当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

(本契約約款は抜粋であり、全文を閲覧されたい方は、キャッチホームページまたは当社窓口でご覧ください。)

キャッチインターネットサービス利用規約

第1章 総則

第1条 (利用規約)

この利用規約は、株式会社キャッチネットワーク(以下「キャッチ」といいます。)が提供するキャッチインターネットサービス(以下「サービス」といいます。)を、キャッチインターネットサービス契約約款に規定するキャッチインターネット契約者(以下「会員」といいます。)が利用する際の一に適用します。

第2条 (本規約の範囲)

1. キャッチが会員に対して発する第4条所定の通知は、この規約の一部を構成するものとします。
2. キャッチが、この規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約および各サービス冒頭の「ご案内」、「ご利用上の注意」等で規定する各サービスの利用上の決まりおよびその他の利用条件等の告知(以下、併せて「利用規約等」といいます。)、名目の如何にかかわらず、この会員規約の一部を構成するものとします。
3. この規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 (本規約の変更)

1. キャッチは、会員の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の規約によります。
2. 変更後の規約については、キャッチが別途定める場合を除いて、ホームページ等のオンライン上(以下「オンライン上」といいます。)に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条 (キャッチからの通知)

1. キャッチは、オンライン上の表示その他キャッチが適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、キャッチが当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第2章 会員の義務

第5条 (利用環境の整備)

1. 会員は、キャッチ又は関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータウイルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。

第6条 (自己責任の原則)

1. 会員は、自己のキャッチインターネット契約者回線によりサービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、責任を負います。
2. 会員は、サービスの利用に伴い、他者(国内外を問いません。また、会員に限りません。以下同様とします。)から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 会員は、サービスの利用によりキャッチまたは他者に対して損害を与えた場合(会員が、この会員規約上の義務を履行しないことにより他者またはキャッチが損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
5. キャッチは、会員がサービスの利用を通じて得た情報について、正確性、合法性及び会員が意図する利用目的への適合性、有用性等に関し、いかなる保証責任も負いません。

第7条 (IDおよびパスワードの管理責任)

1. 会員は、自己のID(メールアドレス等、契約により会員に割り当てられる特定の記号)およびこれに対応するパスワード(IDとの組み合わせにより、個人認証を行うに足る記号を含みます。以下同じとします。)ならびに、個人認証を条件としてサービスを利用する権利を、キャッチが別途定める場合を除き、他者に使用せず、他者と共有あるいは他者に許諾しないこととし、自己のIDおよびこれに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を持つものとします。
2. キャッチは、会員のIDおよびこれに対応するパスワードが他者に使用されたことにより当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。パスワードを失念した場合、会員は直ちにキャッチに申し出るものとし、キャッチの指示に従うものとします。また、当該IDおよびこれに対応するパスワードによりなされたサービスの利用は当該会員によりなされたものとみなし、当該会員は利用料その他の債務の一切を負担するものとします。

第8条 (禁止事項)

会員はサービス上で以下の行為を行わないものとします。

- (1) キャッチ、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為(著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます。)
- (2) 他の会員もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信又は表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。犯罪を助長し、又は誘発するおそれのある情報を送信又は表示する行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信もしくは表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (7) 無限連鎖(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- (9) アクセス可能なキャッチ又は他者の情報を改ざん、消去する行為。
- (10) キャッチ又は他者になります行為。(詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為。
- (12) 選挙の事前運動、選挙運動(これらに類似する行為を含みます。)および公職選挙法に抵触する行為。
- (13) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール(そのおそれのある電子メールを含みます。嫌がらせメール)を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- (14) 他者の設備またはサービス用設備(キャッチがサービスを提供するために用意する通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。)に無権限でアクセスし、又はボットスキャン、DOS攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為(与えるおそれのある行為を含む)。

- (15) サーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
- (16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段(いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。)により他者の個人情報取得する行為。
- (17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずにサービス又は提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- (18) キャッチの商号、商標又はロゴマーク等を用いて、当該会員とキャッチ間の提携関係の存在又はキャッチによる当該会員に対する代理権の付与を認識させる行為。
- (19) 上記各号の他、法令、この会員規約もしくは公序良俗に違反する行為(暴力を助長し、誘発するおそれのある情報又は残虐な映像を送信又は表示する行為。心中の仲間を募る行為等を含みます。)。サービスの運営を妨害する行為。他の会員又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為。信用の毀損又は財産権の侵害等のようにキャッチ、提携先、又は他者に不利益を与える行為。
- (20) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

第3章 ホームページ公開機能の利用

第9条 (公開について)

キャッチは、他の会員又は第三者によりなされた改竄、消去その他理由の如何を問わず会員が登録したホームページの保全に関し、一切責任を負わないものとします。

第10条 (キャッチによる閲覧)

キャッチは、他の会員又は第三者からサービスに基づき登録されたホームページに関しキャッチに対しクレーム、請求等が為され、かつキャッチが必要と認めた場合及びその他キャッチが必要と認めた場合に限り、当該ホームページを閲覧することがあります。

第11条 (営業活動)

1. 会員はサービスを通じて営業活動を行う場合は、自己が登録するホームページのトップページ上に自己の氏名及び電話番号(通話可能で真正なものに限り)を明示するものとします。
2. 前項に基づいて営業活動を行う場合であっても、会員はサービスを通じて次の行為を行わないものとします。
 - (1) 犯罪に関係する行為。
 - (2) 他者の営業活動を妨害する行為。
 - (3) 特定商取引に関する法律による通信販売(販売の対象が、同法に定める指定商品・指定権利・指定役務に該当しないものも違反とみなします。)又は連鎖販売取引の規制に違反し、もしくは違反に相当する行為。
 - (4) 無限連鎖(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
 - (5) 個人情報の収集を目的とする行為。
 - (6) その他営業活動の取り締まり、規制に係る各種法令、規則又は行政指導等に違反する行為。
3. 会員は、第1項に基づくサービスの利用により知り得た他の会員又は第三者に係る住所、氏名及び電話番号等の個人情報をサービスの利用目的以外の目的のために使用しないとともに、他に開示又は漏洩しないものとします。
4. 会員は、第1項に基づくサービスの利用により他の会員又は第三者との間で紛争が生じた場合は、前二項の定めを遵守したか否かにかかわらず、自己の費用と責任で当該紛争を解決するものとします。会員は、当該紛争が生じたことによりキャッチが損害を被った場合は、キャッチが被った損害を賠償するものとします。

第4章 運営

第12条 (会員規約違反等への対処)

1. キャッチは、会員が会員規約に違反した場合もしくはそのおそれがある場合、会員によるサービスの利用に関し他者からキャッチにクレーム・請求等が為され、かつキャッチが必要と認めた場合、またはその他の理由でサービスの運営上不適当と判断した場合は、当該会員に対し、次のいずれかまたはこれらを組み合わせることで講ずることがあります。
 - (1) 会員規約に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。
 - (2) 他者との間で、クレーム・請求等の解消のための当事者間の協議(裁判外紛争解決手続きを含みます。)を行うことを要求します。
 - (3) 会員が発信または表示する情報を削除することを要求します。
 - (4) 会員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。
 - (5) サービス提供を一時停止し、または契約を解除します。
2. 前項の規定は第6条に定める会員の自己責任の原則を否定するものではありません。
3. 会員は、第1項の規定はキャッチに同項に定める措置を講ずべき義務を課するものではないことを承諾します。また、会員は、キャッチが第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、キャッチを免責するものとします。
4. 会員は、第1項の第4号および第5号の措置は、キャッチの裁量により事前に通知なく行われることを承諾します。

附則

1. この会員規約は2001年7月1日から実施します。
2. この会員規約は2004年12月1日から改定、実施します。
3. この会員規約は2007年4月1日から改定、実施します。
4. この会員規約は2012年4月1日から改定、実施します。

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

第1条 総則

- 本規約は、株式会社キャッチネットワーク（以下「当社」といいます）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「KDDI：ケーブルプラス電話約款」といいます）を承諾し、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます）より当社を介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます）の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。
- 当社及びKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。
 - 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

第2条 規約の変更

- 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 用語

- 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第4条 本サービスの内容

- 本サービスの内容は、次のとおりとします。
- 端末設備貸出サービス
当社からケーブルプラス電話の提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備を契約者（第5条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。）に貸与するサービス
 - 工事サービス
ケーブルプラス電話の提供を受けるために必要な電話接続回線の引込、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部をおこなうサービス

第5条 契約の成立

- 本サービスの申込みをする者は、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の申し込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする契約が成立します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
 - 電話接続回線を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
 - 申し込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第6条 端末設備貸出サービス

- 当社は、第5条の規定に従い契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第4条第1項で定める端末設備貸出サービスを契約者に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、契約者は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第7条 工事サービス

- 当社は、第5条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部（以下「工事サービス」という）を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行うものとします。
- 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものと、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
 - 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
 - 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
 - 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線路その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、損失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第8条 KDDI提供サービスに係る債権の譲渡等

- 契約者は、KDDI：ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第9条 料金

- 適用条件（料金額）
第7条1項に定める設備の設置に伴う料金（以下「設置料金」といいます）は契約者負担とし、その額は別に定める事とします。
また、KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金はKDDI：ケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるところによります。
- 決済条件
設置料金および前条に基づきKDDIが当社に債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」といいます）の支払い方法は、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関、クレジットカード等によるものとし、会社は請求書を発行しないものとします。また、本利用料金の金融機関の自動振替、自動払込、クレジットカードによる支払いについて、領収書は発行しないものとします。
本利用料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。また、その請求については当社指定締日で行うことといたします。
 - 割増金
契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社から別に定める方法によりお支払いいただきます。
 - 延滞利息
契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
 - ご請求
本利用料金は当社の債権となりますので、請求は当社からとなります。

第10条 サポート

- 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がない

- とを確認のうえ、当社に申告していただきます。
- 前項の申告に基づき、当社は当社及びKDDIの設備の修理または対応（以下「サポート」といいます）のための手配を行います。但し、利用環境・容量及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
 - 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第11条 契約者による契約の解除

- 契約者が、その契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
- 前項による契約の解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第12条 当社による契約の解除

- 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。
- 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない恐れのあるとき。
 - 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線路その他の導体を接続したとき。
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
 - 工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。
- 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。
 - 第1項による契約の解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第13条 承諾の限界

- 当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第14条 個人情報

- 当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます）を個人情報の保護に関する法律および当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 当社は、個人情報等を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）
 - サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話によること。なお契約者が当社が別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるとともに、電子メール、郵便等を送付し、または電話によること。
 - サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話によること。
 - 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - その他他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
 - 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
 - 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第23条（第三者提供の制限）に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 当社は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、統計資料とします。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 当社は、契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

第15条 協議

- 契約者及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

クレジットカード支払いに関する特約

- 契約者は、契約者が支払うべき本利用料金を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジット会社規約に基づいて支払うものとします。
- 契約者は、契約者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

附則

本規約は平成19年3月1日から施行します。

附則

本改正規約は平成21年1月1日から施行します。

附則

本改正規約は平成24年4月1日から施行します。

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

【別紙】

端末設備貸出サービスに関する契約条項

- ホームゲートウェイ機器の貸出
 - 当社は、契約者に対し、その契約者との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器(タイプ1(HFCサービス)では「EMTA」、タイプ2(光サービス)では「HGW:ホームゲートウェイ」と呼び、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。)を無償で貸与します。
- ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等
 - 当社は、前項に基づき契約者に貸与するホームゲートウェイ機器を契約者が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限り、)に設置し、その設置した日から契約者に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
 - 契約者は、ホームゲートウェイ機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
 - ホームゲートウェイ機器と契約者の機器との接続に必要な物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。
 - 当社は契約者に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。
- ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等
 - 契約者は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
 - 契約者は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又は契約者が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
 - 契約者は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器(以下「代品」といいます。)を提供し、契約者は、故障、毀損等が生じたホームゲートウェイ機器(以下「故障品」といいます。)を当社に返却するものとします。
 - 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、契約者に対し、別表「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。
- 責任の範囲
 - 当社およびKDDI株式会社(以下「当社等」といいます。)は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
 - 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
 - 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
 - 当社等は、契約者の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態(ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

【別表】

●第9条の1に定める料金金額

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

●第14条の7に定める個人情報開示手数料

個人情報開示手数料	会社所定料金
-----------	--------

●ホームゲートウェイ機器購入代金相当額(1端末ごとに)

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	税抜額25,000円(税込27,500円)
--------------------	-----------------------

ケーブルラインサービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

第1条 総則

- 本規約は、株式会社キャッチネットワーク（以下「当社」といいます）と、ソフトバンク株式会社の定める「IP 電話サービス契約約款」（以下「ソフトバンク：ケーブルラインサービス約款」といいます）を承認し、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます）より当社を介してケーブルラインサービス（以下「ケーブルライン」といいます）の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。
- 当社及びソフトバンクがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。
 - 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

第2条 規約の変更

- 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 用語

- 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第4条 本サービスの内容

- 本サービスの内容は、次のとおりとします。
- 端末設備貸出サービス
当社からケーブルラインの提供を受けるために必要となるケーブルラインサービス約款で定める端末設備を契約者（第6条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方）を以下、同様とします。）に貸与するサービス
 - 工事サービス
ケーブルラインの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部をおこなうサービス

第5条 提供条件

- 本サービスは、当社が別に定めるインターネット契約約款のうちネクストインターネットの契約者に限り提供するものとします。ただし 1 のキャッチインターネット契約に対し、KDDI株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスとの同時利用は出来ないものとします。

第6条 契約の成立

- 本サービスの申込みをする者は、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の申し込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする契約が成立します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
 - 電話接続回線を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
 - 申し込みをした者が、工事に要する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第7条 端末設備貸出サービス

- 当社は、第6条の規定に従い契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条件」に基づき、第4条第1項で定める端末設備貸出サービスを契約者に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、契約者は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第8条 工事サービス

- 当社は、第6条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部（以下「工事サービス」という）を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行うものとします。
- 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
 - 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
 - 共同住宅などの共働施設より契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
 - 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線索その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、損失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払いものとします。

第9条 ソフトバンク提供サービスに係る債権の譲渡等

- 契約者は、ソフトバンク：ケーブルラインサービス約款の規定より支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、ソフトバンクの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びソフトバンクが契約者の債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第10条 料金

- 適用条件（料金額）
第9条1項に定める設備の設置に伴う料金（以下「設置料金」といいます）は契約者負担とし、その額は別に定める事とします。
- 決済条件
設置料金および前条に基づきソフトバンクが当社に債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」といいます）の支払い方法は、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関、クレジットカード等によるものとし、会社は請求書を発行しないものとします。また、本利用料金の金融機関の自動振替、自動払込、クレジットカードによる支払について、領収書は発行しないものとします。
 - 本利用料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。また、その請求については当社指定締日で行うことといたします。
 - 割増金
契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社から別に定める方法によりお支払いいただきます。
 - 延滞利息
契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

5 請求

- 本利用料金は当社の債権となりますので、請求は当社からとなります。

第11条 サポート

- 契約者がケーブルラインを利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。
- 前項の申告に基づき、当社は当社及びソフトバンクの設備の修理または対応（以下「サポート」といいます）のための手配を行います。但し、利用環境・内容及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
 - 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはソフトバンクの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第12条 契約者による契約の解除

- 契約者が、その契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
- 前項による契約の解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第13条 当社による契約の解除

- 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。
- 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
 - 契約の申込みに基づき、事実と異なる記載を行ったこと等が判明したとき。
 - 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の導体を接続したとき。
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
 - 工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません
- 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。
 - 第1項による契約の解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第14条 承諾の限界

- 当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第15条 個人情報

- 当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律および当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）
 - サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話するなど。なお契約者が当社が別途定めることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるとともに、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - その他他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
 - 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
 - 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律第23条（第三者提供の制限）に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 当社は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないよう加工したものを（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 当社は、契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

第16条 協議

- 契約者及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

クレジットカード支払いに関する特約

- 契約者は、契約者が支払うべき本利用料金を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 契約者は、契約者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

附則

- 本規約は平成28年4月25日から施行します。

ケーブルラインサービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

【別紙】

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. ホームゲートウェイ機器の貸出
 - (1) 当社は、契約者に対し、その契約者との間で締結している1のケーブルライン契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器（「WMTA」と呼び、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）を無償で貸与します。
2. ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等
 - (1) 当社は、前項に基づき契約者に貸与するホームゲートウェイ機器を契約者が指定した設置場所（但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限り。）に設置し、その設置した日から契約者に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
 - (2) 契約者は、ホームゲートウェイ機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
 - (3) ホームゲートウェイ機器と契約者の機器との接続に必要な物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。
 - (4) 当社は契約者に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性及び契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。
3. ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等
 - (1) 契約者は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
 - (2) 契約者は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又は契約者が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移動してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
 - (3) 契約者は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器（以下「代品」といいます。）を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとします。
 - (4) 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、契約者に対し、別表「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。
4. 責任の範囲
 - (1) 当社およびソフトバンク株式会社（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
 - (2) 当社等は、端末設備の修理等にあって当社等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
 - (3) 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
 - (4) 当社等は、契約者の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

【別表】

●第10条の1に定める料金額

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1ケーブルライン接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1ケーブルライン接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルライン契約者	撤去工事	1ケーブルライン接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

●第15条の7に定める個人情報開示手数料

個人情報開示手数料	会社所定料金
-----------	--------

●ホームゲートウェイ機器購入代金相当額（1端末ごとに）

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	税抜額25,000円(税込27,500円)
--------------------	-----------------------

CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款 (KB0008H)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

- この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- ① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
 - ② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
- 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスを受信できないことによる損害が生じて、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

- カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
- カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
- カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ (<http://www.b-cas.co.jp>) に掲載します。

〔別表〕 カード再発行費用

第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用 2,160円（消費税込み）以下でCATV会社の手続きによる

- 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。